

会津若松市議会定例会 令和6年12月定例会議一般質問 質問予定日及び質問順

○ 12月9日（月） （代表質問）

No.	議 員 名	内 容	頁
1	市民クラブ代表 大 竹 俊 哉 議員 （一問一答）	1 市民に寄り添う市役所づくりについて 2 教育行政について 3 自然環境の変化に伴う諸問題について	1
2	フォーラム会津 代表 長郷潤一郎 議員 （一問一答）	1 財政健全化について 2 ごみ減量化について 3 マイナンバーカードについて 4 水道事業について 5 働き方改革について 6 給食費無償化について 7 三本松地域の汚染残土の処理対策について	6
3	創風あいづ代表 吉 田 恵 三 議員 （一問一答）	1 新たな総合計画の策定について 2 鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想について 3 県立病院跡地利活用事業について	11
4	立憲連合代表 松 崎 新 議員 （一問一答）	1 魅力あるまち会津若松市について	13
5	公明党代表 大 山 享 子 議員 （一問一答）	1 ごみ対策について 2 新庁舎について	16

○ 12月9日（月） （個人質問）

No.	議 員 名	内 容	頁
1	原 田 俊 広 議員 （一問一答）	1 マイナンバーカードの健康保険証について 2 中等度難聴者補聴器購入費助成事業の充実について	20
2	平 田 久 美 議員 （一問一答）	1 子育てに優しい環境づくりについて	22

○ 12月10日（火） （個人質問）

No.	議 員 名	内 容	頁
3	笹 内 直 幸 議員 （一問一答）	1 平等な学校教育について	25
4	大 島 智 子 議員 （一問一答）	1 プレコンセプションケアについて	26
5	高 梨 浩 議員	1 会津若松市の公共施設マネジメントについて	29
6	柁屋奈津子 議員 （一問一答）	1 観光・交流人口から関係人口への取組について 2 市立小・中学校の学習環境の整備について	31
7	古 川 雄 一 議員 （一問一答）	1 財政について 2 日本遺産「会津の三十三観音めぐり」について	32
8	奥 脇 康 夫 議員 （一問一答）	1 水に関する取組について	37
9	中 川 廣 文 議員 （一問一答）	1 本市の情報発信の在り方と的確な市民意見の聴取について 2 参政権の担保と開票作業の適切な執行について	39
10	渡 部 認 議員 （一問一答）	1 史跡若松城跡内施設長寿命化計画について 2 市民の健康管理と行政の役割について	43

○ 12月11日（水） （個人質問）

No.	議 員 名	内 容	頁
11	小倉孝太郎 議員 （一問一答）	1 幼児教育について 2 市有財産の活用について 3 本市の景気経済対策について	46
12	内 海 基 議員 （一問一答）	1 県立病院跡地利活用事業について 2 ウォーターP P Pの進捗状況について 3 会津地域森林資源活用事業推進協議会について 4 映画を活用した健康づくりとまちなか活性化について	52
13	小 畑 匠 議員 （一問一答）	1 神指町及び高野町の更なる発展について 2 スマート農業について	54
14	長谷川純一 議員	1 自助、共助、公助の優れた会津若松市にするためについて	57
15	石 田 典 男 議員 （一問一答）	1 スポーツを楽しむ市民のための施設について	58
16	譲 矢 隆 議員 （一問一答）	1 農業の振興策について 2 国民健康保険証の廃止に伴う影響について 3 介護保険事業者の現状と充実策について 4 食品アクセス対策について	60
17	成 田 芳 雄 議員 （一問一答）	1 中小企業及び小規模企業振興条例について 2 株式会社まちづくり会津について	62

【お問い合わせは、会津若松市議会事務局（39－1323）へ】

令和 6 年会津若松市議会定例会
令和 6 年12月定例会議一般質問
質問する議員名及び質問内容

※ 再質問において一問一答方式を選択した議員は、議員名の後ろに「一問一答」と記載

◎ 代 表 質 問

1 市民クラブ代表 議員 大 竹 俊 哉（一問一答）

(1) 市民に寄り添う市役所づくりについて

① 新庁舎完成に向けた新しい市民サービスの在り方

- ・ 新庁舎における窓口案内業務は、A I 搭載のアバターが行い、場合によっては職員がサポートをするとの報道がなされたが、今後は窓口業務についてもD Xを進め、合理化を図っていくとの考えのようである。職員の定数管理の考えから、デジタル化は推進していくべきなのかもしれないが、デジタル化する窓口業務はどのような業務を想定しているのか示し、デジタルに不慣れな市民へのフォローをどのように行うのか併せて示せ。
- ・ 子ども連れで来庁したとしても、安心して相談したり手続きができるようにするため、保育士資格等を持った職員や会計年度任用職員を窓口配置し、求めに応じて一時的にみてるサービスを実施すべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 先進的な自治体においては、カスタマーハラスメントの防止策として名札の表記をフルネームから苗字のみの表記へ改め、個人が特定されないようにして職員のプライバシー及び労働する権利を保障しているが、本市でもそれに倣うべきと考える。見解を示せ。

② 市役所職員の人材マネジメント

- ・ 平成20年度、平成25年度、平成30年度、令和 5 年度における、入庁してから5年以内の退職者の人数とその年度の新規採用人数に対する割合を示し、推移状況に対する認識と退職理由を示せ。また、再就職先の傾向や動向に対する認識を示した上で離職率を下げる具体的な取組について示せ。
- ・ 一般的には、一般企業も地方自治体も賃金、特に若手の賃金を引き上げないと有能な人材は集まらず、入社、入庁

してもすぐに辞めてしまうと言われている。市役所の給与体系を見直し、大卒高卒にかかわらず初任給を大企業並みに引き上げるべきと考えるが見解を示せ。

- ・ 総務省は、働き方改革の一環として公務員の副業を推進しているが、本市の副業の現状を示せ。また、副業をすることにより金銭的なゆとりが増え、生き方にも幅が生じて見識が高まり、結果として市民サービスの向上に役立つことが期待できることから市としても推奨していくべきと考える。職員の副業をどのように後押ししているのか示せ。
- ・ 資格や技能を持つ若手職員を増やしていかなければ、市がこれまで蓄積してきた技術やノウハウが継承されず、このままでは、図面が読みこめない、見積合わせができない、現場を見る職員が足りないため工期が長引く等の弊害が生じてしまい、コンサル頼みの困った状況に陥ってしまう可能性が将来的に高く、現にその初期症状が各部各課に出始めているように感じる。資格取得の支援や、人事評価への反映方法に意を用いるなど、技術職を優遇する仕組みを作っていくべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 本市の組織が統廃合されたり新設されるなど、大胆な機構改革がなされるようだが、どのような意図をもってなされるのか目的を示し、市民サービスがどの程度向上されるのか示せ。
- ・ 改訂版定員管理計画の進捗状況を示せ。
- ・ 働き方改革により市職員と市民の距離が広がってしまうことを危惧しているが、市民に寄り添うべき市職員のあるべき理想像を示し、具現化するための取組について示せ。

③ 公益通報の在り方

- ・ 内部公益通報の一連の流れと内部公益通報によって解決が図られた事例を示し、通報者の権益がどのように守られているか公益通報者保護法に基づき示せ。
- ・ 外部公益通報がもたらされた場合の行政上の手続きを示せ。

④ ドグマティズムからの脱却と三直三現の市役所に向けた取組

- ・ ドグマティズムとは教条主義ともいわれ、特にマルクス主義党派などの強固なイデオロギーに貫かれた、状況や現実を無視し、ある特定の原理原則に固執する応用の利かない考えや態度のことであり、現代社会においては受け入れ

難しい危険な思考であると言われている。また、計画至上主義とは計画を過剰に重視して計画どおりに仕事を行っていただければ問題は全く生じないという地方自治体が陥りやすいパラドックスであり、5年も10年も前のニーズ調査に縛られ、市民ニーズの変化についていけない施設整備などがこれに当てはまる。市民が求めているのは「直ちに現場に行き」、「直ちに現物を調べ」「直ちに現時点で手を打つ」といったスピード感を持った三直三現の仕事であり臨機応変な対応を求めている。ドグマティズムの元凶ともいえる市計画の総数を減らすため、本市の計画は法定の義務計画だけにすることはないのか示せ。また、道路課が取り入れた地図サイトGIS通報システムのような現場主義の仕事を増やす取組について今後の方針を示せ。

⑤ 市民の負託に応える市長

- ・ 不正を行った職員の処分を厳罰化することや、勤務態度などについて問題がある者に対する再教育や訓告、戒告といった対策の強化等のいわゆる綱紀粛正を求める声が一部の市民から寄せられる。懲戒処分の基本的ルールを示した上で処分の厳罰化を含む綱紀粛正を求める市民の声に対する考えを示せ。
- ・ 本市の目下最大の課題は人口減少と少子化であるが、産み育てることのできる世帯に対し、出来得る限り最大の支援をしなければ少子化は是正されないと考える。従前から訴えているとおり、人口減少対策・少子化対策はその要因解析と解決策を経済学的に捉え、対策は明日の地域経済への投資として考え、財政出動してでも行うべきと考える。子どもを産める環境にある世帯、特に多子世帯は経済的な負担軽減策を行政に求めており、令和6年6月に成立した改正子ども・子育て支援法においても多子世帯への負担軽減が言及されていることから明らかなように、今後は多子世帯への負担軽減策について拡充していかなければならないと考える。多子世帯をはじめとする保護者負担軽減策の更なる拡充を求める市民の声に対し、市民の負託に応える市長としてどのように向き合うのか示せ。

(2) 教育行政について

① 教育課題と今後

- ・ 教育長は、愛情と情熱を持ち続け、常に教育現場の最前線において的確な指揮を執り、少子化の影響やコロナ禍を

乗り越えてきたリーダーとして、会津教育史にひとつの時代を築き上げたといっても過言では無い。2期6年の評価を示し、3期目の方針について認識を示せ。

② P T Aが抱える諸問題

- ・ 全国的な傾向として、P T A単会や連合会の活動休止、解散が増えてきており、要因として少子化による成り手不足や、保護者・教職員双方の意識の変化が挙げられているようである。本市でも、以前から役員の引き受け手が見つからず活動を縮小してしまう学校が散見されるようになっており、P T Aそのものが存亡の危機に瀕しているとの見方をしている有識者、経験者も多い。更にはコロナ禍による空白の4年間といわれる事業の引継ぎのない期間があったり、教職員が保護者との関わり合いに距離を取る最近の傾向も相まって、学校との互惠関係によって子ども達を育んできたP T Aが、その体制を保持していくことが加速度的に難しくなっていくものと危惧するところである。本市P T A組織の現状認識と弱体化の要因を示し、今後の組織体制の存続や活動に対する考えを示せ。また、P T A組織に対する認識を、若い教職員を中心に再認識していただく必要があると思うが、中央教育審議会が進めている働き方改革の中においてどのように行っていくのか考えを示せ。
- ・ P T Aから学校への寄附・寄贈は、原則として禁止されているが、強制性のない純粋な寄附であること、P T A総会において事前に予算化されていることなどの諸条件を満たした場合のみ可能となる。本市の公立校において行われている寄附・寄贈について認識を示し、自治体が行うべきとされている寄附採納処理がどのように行われているのか現状を示せ。また、備え付けが求められている備品目録や台帳、帳簿等についてはどのように管理されているのか併せて示せ。

(3) 自然環境の変化に伴う諸問題について

① ごみ緊急事態宣言の結果

- ・ 令和6年11月末日をもってごみ緊急事態宣言の期間が終了となったが、結果の速報値を示せ。
- ・ 目標未達の要因をどのように分析しているのか示せ。
- ・ 新焼却処理場の建設を長年先送りにしてきた結果、建設費が高騰してしまい、やむを得ず焼却炉を3つから2つに減らし、1日当たりの処理能力を220トンから196トンに

減らすなどして建設コストを低く抑え、構成市町村に理解を求めた手腕は評価するものの、その際に設定した処理能力の減少に伴うごみ減量化の目標割合が本市だけ突出し過ぎていたのではないかと考える。令和6年8月の会津若松地方広域市町村圏整備組合議会で行われた一般質問においては、各市町村に割り当てられた減量の目標値に達しないとの印象を受けたが、このままでは新ごみ焼却処理場からごみがあふれ出す可能性が出てくとも考えられる。ごみ減量化の目標値を気前よく引き受けてしまったことが仇となった感もあるが、本市の削減目標が未達であったことは深刻な影響を多方面に及ぼすことは間違いない。目標未達による本市への影響のうち、ごみの受入態勢と整備組合への負担金への影響の2点について見通しを示せ。

- ・ ごみの収集と処分は、公務中の公務と昔から言われ、市の重要な基本業務としてこれまで行われてきた。今回のごみ減量化の目標が未達に終わった場合、ごみ袋の有料化について令和7年1月から検討に入ると認識しているが、ごみの収集と処分は現業として市民生活に密接に結びついていることから、そのコストは租税として市民税に初めから組み込まれているとこれまでは解釈されてきた。税の二重取りの恐れがあるとの指摘や、また有料化しても思うようにごみの減量化につながらない場合も多いなど、ごみ袋の有料化に対しては批判的な意見も多い。しかしながら、得られた収益をペナルティーとして課せられる整備組合負担金の増加分に充当するようなことはせず、本市の環境保全のみに充てるなど目的を明確にし、市民が納得すれば有料化は可能と考える。想定しているごみ袋1袋当たりの販売価格とその販売方法、収益の扱い方について方針を示せ。

② エネルギー政策の取組状況

- ・ CO₂排出量が多い化石燃料を利用した火力発電や処分方法が確立されていない使用済み核燃料に悩まされる原子力発電、外資系に牛耳られ国土荒廃の先駆事業になってしまった太陽光発電を推進することは最早難しく、今後は水力、風力、バイオマスなど先行している再生可能エネルギーの推進に加え、メタンガス発電、水素発電など再生可能エネルギーの中でもニューウェーブといわれるエネルギー源を、民間と協働で開発していく責任が自治体にはあると考える。会津地域は自然に囲まれ、その豊かな自然を古く

から活用して水力発電などにより地域振興を果たしてきたが、再生可能エネルギー推進に対する市の基本的認識を示せ。

- ・ 脱炭素先行地域として、鶴ヶ城周辺エリア、会津アピオエリア、湊エリアが設定されているが、これまでの取組内容とその効果について、それぞれの評価を示せ。
- ・ 会津若松市脱炭素先行地域における脱炭素化推進補助金交付要綱によれば、会津エネルギーアライアンスに加盟又は加盟申請していなければその対象にならないとされているが、その理由を示した上でこれまでの申請件数や交付件数、その内容などの交付実績を示せ。また、今後は加盟を必須条件から外すなどの条件緩和をして広く脱炭素に取り組むべきと考えるが見解を示せ。

2 フォーラム会津代表 議員 長 郷 潤一郎（一問一答）

(1) 財政健全化について

① 財政調整基金額と決算繰越額の在り方

- ・ 財政調整基金は年度間の不均衡を調整するものとして、緊急時等に使用され、標準財政規模の10%程度が必要とされている。新型コロナウイルス感染症が蔓延した時期は緊急対策の財源として財政調整基金が活用され、財政の健全化が保たれた。しかし、令和5年度末の財政調整基金は30億円程度あったものが、当初予算や補正予算の計上により6月補正後には4億円弱まで減少した。緊急時の年度間の調整に使われるべき財政調整基金が一般財源のように簡単に使用されることが常態化していると考えるが認識を示せ。
- ・ 基金と繰越金は貯めて使うか繰り越して使うかの違いであり、同じ性格のものであって、基金残高と実質収支を合わせて標準財政規模の20%程度を確保していれば財政的には健全と考える。しかし基金積立額が変動し繰越額が未定の年度途中の財政状況を把握することは困難であり、財政が健全であるとは考えられないが認識を示せ。
- ・ 前年度の決算によって毎年9月には決算繰越金が発生するため、9月まで財源が枯渇しなければ良いと考えての財政運営をしているような状況である。決算繰越額の状況は9月より早い段階でおおよその額は分かるのか示せ。また、決算繰越額が多額になっているが当初予算の段階での見積もりが甘いのではないかと認識を示せ。

② 市債残高の適正額と今後の在り方

- ・ 当市では財政健全化として市債管理を行ってきた。市債の返済額よりも借入金を少なくし、市債残高を減らしてきた。しかし、従来の市債管理では借りる市債額が少なくなって事業に影響があることから現在の市債管理とし、実質公債費比率を6%程度とする市債管理を実施している。このことから今後も市債残高は一定で推移すると考えられる。今後、人口減少が続くことから将来の借金である市債残高は減らすべきと考える。今ある市債残高は適切と考えているのか認識を示せ。また、市債残高が減少することで地方交付税にどのように影響するのか認識を示せ。
- ・ 今後増えると考えられる市債のために減債基金を積み立てているが、市債返済の平準化のためには減債基金はどの程度が適切と考えているのか示せ。また、市債の繰り上げ償還は可能なのか認識を示せ。

(2) ごみ減量化について

① 燃やせるごみ減量化

- ・ 燃やせるごみの量はなかなか減らない状況にあるが、多くのごみは資源化できるものとする。ごみの分別と分析は充分なされて処理されているのか疑問に感じる。他の多くの地域ではごみ排出量が本市より少ない状況にある。他市の状況などを参考にしてごみの分別を進め、さらなる燃やせるごみの減量化は可能と考えるが認識を示せ。
- ・ 今後の燃やせるごみ対策は、環境問題の取組と相まってできる限り減らし続けることが必要と考える。同時に家庭系ごみや事業系ごみの処理負担をさらに求めるべきと思うが認識を示せ。また、庭木など剪定されたものがごみ置き場に多くあり、燃やせるごみの量を増やしている。かつてはこれらを堆肥化や庭などで焼却していた。庭木や枯れ葉の焼却は家庭などで燃やすことができるものとするが、市ではどのように考えているのか示せ。

② ごみ処理施設整備

- ・ 会津若松地方広域市町村圏整備組合でのマテリアルリサイクル推進施設整備が財政等の関係から、計画より遅れて整備されると聞くが、リサイクル事業や焼却事業に影響しないのか示せ。また、分別やリサイクルをさらに進める最新施設整備が必要であるとするが認識を示せ。

(3) マイナンバーカードについて

① マイナンバーカードの活用

- ・ マイナンバーカードがマイナ保険証として利用でき、さらに、令和7年3月24日からはマイナ免許証が使用できることとなったが、本市においてマイナンバーカードを保有していない人数と人口に対する割合を示せ。また、国民健康保険と後期高齢者医療制度のマイナンバーカードの保険証利用登録申請者数はどの程度か示せ。

② マイナンバーカードの効率化

- ・ 現時点での健康保険証はその保険証の期限まで使用できる。また、資格確認書も保険証の代わりとして使用が可能となり、運転免許証も従来の免許証とマイナ免許証の両方の使用が可能となり、従来よりもより一層複雑なものになる。デジタル化により利便性や効率性を良くするためのマイナンバーカードであり、シンプルなものとするべきと考えるが、今後どのような使用形態となるのか認識を示せ。
- ・ マイナンバー法が成立してから11年が経過したが、生活の効率化や利便性を進めるためのデジタル化によるマイナンバーカードの活用の進みはあまりにも遅いと考える。国の制度に問題もあり取組に反対する人もいるが、生活の効率化や利便性を望む人も多くおり、マイナンバー制度やカードの活用によって、より良い生活をしたい人たちが前に進める施策を積極的・迅速にすべきと考えるが認識を示せ。

(4) 水道事業について

① 水道施設の老朽化と維持管理費用

- ・ 東山浄水場や六軒浄水場をはじめ多くの水道施設が老朽化しており更新等の時期にあると考える。更新整備は順次進められているのか示せ。
- ・ 前回の水道料金値上げは大幅であり、当分の間の値上げは必要ないとの見解であったが、物価高騰や施設の老朽化に伴う費用の増加による財政の悪化が懸念される。多くの公共料金が値上げされており、住民の生活が大変な状況下での水道料金の値上げはあるのか認識を示せ。

② 原水浄化対応

- ・ 東山浄水場の水源である東山ダムの原水の水質悪化が懸念される状況にある。年々カビ臭の発生が酷い状況となっていると聞くが、東山ダムの水質改善対応について対策はなされているのか示せ。また、県と水質浄化について協議しているのか示せ。

- ・ 東山ダムの原水水質が悪化しておりカビ臭対策として活性炭処理がなされているが年間費用はどの程度か、また、今後も費用は増えるものと思うが認識を示せ。さらに、活性炭処理施設も機能が不十分と認識しているが考えを示せ。

(5) 働き方改革について

① 労働時間の厳守

- ・ ドイツの労働時間は日本より少なく、また人口も少ないが、国民総生産は日本より多い状況にある。デンマークでは16時には帰宅するのが普通であり、一定以上の残業は法律で罰せられる状況にあると聞く。私は働き方改革の第一は労働時間の厳守であると考え。現在は誰もが働き、みんなが自分の生活において子育てや介護、地域活動など自分の時間を大切にすることが求められる時代である。1日での労働時間を守れないならば、週で労働時間を守る。週でも労働時間を守れないならば、月で労働時間を守る取組をすべきと考える。残業は仕方ないとの発想ではなく、労働時間を守る取組をすべきと考える。市職員の働き方の考え方を見直し、無駄を無くすことで、労働時間は守られると考えるが認識を示せ。
- ・ 仕事量が多いのであれば、職員に残業させるのではなく、新たな職員を雇用して業務を行えば、財政負担は同じで仕事ができると考えるが認識を示せ。また、労働時間の厳守ができないのは、管理職の管理能力に問題があると考え。管理職の教育や査定はなされているのか示せ。

② 業務の効率化と業務の整理

- ・ デジタル化やA Iなどの技術により業務の効率化は飛躍的に進められ、当市でも新庁舎にA I職員の導入も予定されている。市が進めているデジタル化などの取組で職員の仕事量や労働時間の削減にどの程度つながっているのか示せ。
- ・ 残業時間が無くならない要因として、仕事量が増えているためとの当局の見解であるが、無駄な業務や廃止しても支障のない仕事の整理はなされているのか認識を示せ。

(6) 給食費無償化について

① 子育て支援

- ・ 物価高騰により給食材料の負担増や給食の質が低下するなどの問題が生じていると考える。当局も認識しており、食材費の一部を負担している。安心、安全で質の高い給食

を提供することが子育て支援に大きく寄与するものと考え
るが認識を示せ。

- ・ 住民要望の多い学校給食費の無償化が住民の声であることを鑑みると、当然に給食費の無償化は優先される事業である。「子育てするなら会津若松市で」のPRにもなり、人口減少対策としても有効であることから、学校給食費の無償化を進めるべきと考えるが認識を示せ。また、財政負担も市の年間支出予算の1%程度であり、各種補助金や負担金などを見直すことで、捻出可能な金額と考えるが認識を示せ。

② 食育や適切な食事の提供

- ・ 現代においては食生活がアンバランスで不十分な家庭も多くある中で、一日一食ではあるが学校での給食を充実させることは、子どもたちの健康や将来の食生活の礎ともなる教育である。食育の基礎となる給食は、社会が行うべき教育と考えることから、学校給食費の家庭負担の軽減は当然なされるべきと考えるが認識を示せ。また、経済的な理由により、現在学校給食費を払っていない又は給食を食べていない児童・生徒はいるのか示せ。

(7) 三本松地域の汚染残土の処理対策について

① 汚染残土処理計画

- ・ 市は三本松地域の汚染残土を活用して高台整備を進めているが、目的と必要性を示せ。
- ・ 三本松地域の汚染残土は適正に処分できない状況にあり、開発行為ができずに汚染残土が20年近く放置されてきたものと認識しているが、汚染残土を撤去せずに土地を整地することは可能なのか、また、高台にした場合汚染残土の上で人が活動することは問題ないのか認識を示せ。
- ・ 汚染残土の他組織等の対応としては、県立病院跡地の汚染有害金属や富士通跡地の有機溶剤等の処理では汚染残土を取り除いている。しかし、三本松の市対応は臭いものに蓋をするもので現在の環境対策には馴染まないと考えるが認識を示せ。

② 将来の汚染残土管理

- ・ 汚染残土をコンクリート等で覆うことは現状を最終処分場にすると同じと考えるが、将来汚染残土の管理をどのようにしていくのか示せ。

3 創風あいづ代表 議員 吉 田 恵 三（一問一答）

(1) 新たな総合計画の策定について

① 新たな総合計画の策定

- ・ 市は、令和6年4月に、新たな総合計画の策定方針（以下「策定方針」という。）を示した。そこでは市民参画のもと、長期的展望に立って市が目指すべき将来の姿を示し、それを実現するための道筋を明らかにするため、総合的かつ計画的な市政運営の指針として、令和9年度を始期とする新たな総合計画を策定することとしている。令和6年度における取組状況と令和7年度以降の主な取組とスケジュールを示せ。
- ・ 令和6年7月にキックオフ講演会及びトークセッションを開催したが、そこで得られた知見や考え方に対する認識を示せ。
- ・ 策定方針の中で、計画策定の視点として4つの視点を挙げている。一つ目の人口規模の変化に対応できる持続可能なまちづくりの中で、コンパクトシティの視点による生活環境の構築や交流人口の増加につながる魅力ある景観づくり等を推進するとあるが、この視点の考え方を具体的に示せ。
- ・ また、視点の二つ目の市民協働により地域共生社会を実現するまちづくりの中で、地域の活動拠点の在り方や地域の課題解決の仕組みづくりなどの検討を進め、住民自治による協働のまちづくりへつなげていくとあるが、現在の区長会や地域まちづくり委員会等の現状を踏まえながら、この視点の考え方を具体的に示せ。
- ・ 策定方針の中で、計画策定のプロセスとして、事業所、小・中学生などを対象にアンケートを行うとともに、経済団体やスマートシティA i C T入居企業等との意見交換、地区別、子育て世代、高校生とのワークショップ等を通じて、また大学生による政策提言などを通じ、計画に多様な意見を反映することとしている。計画策定の視点の中で、郷土愛を育むまちづくりを目指し、若者が本市の魅力に気づき、住み続けたい、帰りたいと思える郷土愛が育つまちづくりを目指すとした視点の実現に向けては、市内各地域に在住する20代、30代といった世代との意見交換の場を確保し、まちづくりに参画していただくとともに、新たな総合計画に反映することが重要であると考えているが認識を示せ。

(2) 鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想について

① 会津学鳳高校跡地の利活用

- ・ 旧陸上競技場は現在、周辺施設での各種イベント開催時に臨時駐車場としても活用されているが、鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想（以下「利活用構想」という。）においては多目的緑地公園として整備し、利用することとしている。また、会津学鳳高校跡地の利活用について利活用構想では、将来的には観光駐車場、緑地等として整備し利用する方向性を示している。この会津学鳳高校跡地への駐車場、緑地等の整備により、旧陸上競技場を多目的緑地公園として整備しても、観光客等に供する駐車場が十分に確保され则认为しているのか認識を示せ。
- ・ 会津学鳳高校跡地の利活用については、観光誘客や観光客の回遊性の充実を図るため、会津学鳳高校跡地施設の一部の利活用も含め、集客施設の整備と一体的に観光駐車場、緑地等として整備する必要があると考えるが認識を示せ。
- ・ 過去の市議会において市は、「利活用構想の今後の対応にあるように、その具現化に当たっては、現状の課題等の把握や関係者のご意見、財政状況等を踏まえて、個別の方針や計画の策定等を行いながら検討していく必要があるものと考えている。」と答弁している。利活用構想の具現化に当たっては、新たな総合計画における策定市民会議等において検討し、具現化していくことも考えられるが認識を示せ。

(3) 県立病院跡地利活用事業について

① 収益事業

- ・ 県立病院跡地利活用事業は、市が進めるまちづくりの中において主要な事業の一つである。令和6年10月24日に開催された市議会議員全員協議会において、公共施設を先行して整備し、収益施設は別途実施することが示された。収益事業について今後の具体的な進め方を示せ。

② 駐車場の確保

- ・ 県立病院跡地については、これまで鶴ヶ城での観桜期や會津風雅堂での各種イベントの開催時等において臨時駐車場として活用してきたところであり、観光誘客をはじめ、交流人口等の拡大に向けては、十分な駐車場の確保が不可欠であるとする。今後県立病院跡地利活用事業における公共施設や収益施設に供する駐車場として活用され、他の

周辺施設に供する臨時駐車場としての駐車台数が確保されない場合には、旧陸上競技場の今後の利活用の在り方を含め、検討しなければならないと考えるが認識を示せ。

4 立憲連合代表 議員 松 崎 新（一問一答）

(1) 魅力あるまち会津若松市について

① 民主主義に基づく平和なまちづくり

- ・ 日本国憲法の前文では、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」としている。また、第2章第9条では、戦争の放棄を規定している。本市において平和憲法の理念を広める様々な取組をより積極的に推進するために、創意工夫を行い、次代を担う若い世代に対してどのように事業を展開するのか示せ。また、令和7年度に進める重点事業について示せ。
- ・ 核兵器廃絶平和都市宣言を行っている本市は、「軍事力による平和」ではなく、憲法の理念に基づいた平和確立のための取組を推進することが求められていると考えるが、市の認識を示せ。また令和7年度は、恒久の平和の確立に向けてどのように継続した事業を進めるのか示せ。

② 健全な財政運営

- ・ 国の令和7年度の地方財政の課題は、「1. 地域経済の好循環・持続可能な地域社会の実現等に向けた重要課題への対応」「2. 地方の一般財源総額の確保等」「3. 地域DXの推進と財政マネジメントの強化」そして、「東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等の事業費及び財源の確実な確保」を挙げている。また、報道によれば政府は、能登半島地震の教訓を踏まえた防災・減災の取組の強化、こども・子育て支援を重点に行っていくとされている。本市の令和7年度予算編成方針では、地方財政においては、社会保障関係費の増加が続いていることに加え、賃金・物価の上昇に伴う財政需要の増加や、金利のある世界におけ

る財政負担の増加も懸念されるところであり、これまでの人件費や投資的経費、公債費の削減で社会保障関係費の増加を吸収するという構造から大きく変化する中で、経済・物価動向等の影響が適切に地方財政計画に反映されるか、今後の国の動向を注視していく必要があるとしているが、財政規律を堅持し会津若松市第7次総合計画に基づく令和7年度事業をどのように行っていくのか示せ。

- ・ 令和7年度当初予算では、一般財源総額を令和6年度当初予算との比較で7億2,889万円増の329億3,929万円と見込んだところであるとしているが、増額と見込んだ歳入の根拠を示せ。さらに、令和6年度に引き続き、新たな総合戦略を踏まえ、最重点課題である少子化・人口減少対策を推進し、将来にわたって成長力を確保していく観点から、総合戦略枠として1億円を確保したとしているが、総合計画、個別計画に沿った行政評価の中でどのような事業が行われるのか概要を示せ。そして、こうした喫緊の課題に対応していくため、行政評価で事業効果が高いと認められるものについては、枠配分額を追加するとしている。どのような判断基準で評価し、事業を推進するのか示せ。

③ 子育て支援の充実による未来につなぐひとづくり

- ・ 第2期会津若松市子ども・子育て支援事業計画は、令和2年度から令和6年度まで実施され、子ども・子育て施策の推進に向け取り組まれている。令和6年11月25日の文教厚生委員会協議会では令和7年度から令和11年度までの会津若松市こども計画（案）が公表された。この計画でも少子化の中で、児童福祉法の理念に沿い、18歳未満の全ての子どもを対象として、子育て支援の更なる充実を図ることが求められる。そうした子育て支援の充実に向け、私たちの会派は、義務教育に係る保護者負担の軽減についての政策課題を検討してきた。これまで、学校給食費だけでなく教材費を含めた諸費用については、国、福島県そして会津若松市がそれぞれ応分の負担をすべきと考えるが、市の見解を示せ。また、義務教育に係る保護者負担の軽減が実現できるのか、市の考えを示せ。
- ・ 本市では、地域コミュニティの充実に向け様々な取組を進めている。課題の一つとして出されているのが、少子化が進む地域において、これからの小・中学校の在り方をどのように考え、地域づくりを進めるのかという課題がある。

子どもたちの教育上の課題のみならず、地域のコミュニティの課題とも連動する重要なものであると考える。また、会津若松市公共施設再編プランは令和８年度までの計画である。令和９年度からの公共施設再編プランの施設再編の考え方については、「学校施設再編・活用推進事業」の見直しが検討されると想定される。見直しの中では、小・中学校の統廃合を含めた在り方も検討すべきと考えるが、市の認識を示せ。

- ・ 少子化が進む中でも、地域の子どもたちの育ちを見守り、応援できる場がつけられ、学校、家庭、地域のつながりが深まる良い取組が行われている。市は、子どもたちや子育て家庭、学校、地域が互いに理解を深めながら、地域特性を生かした教育環境がつけられるよう、更なる充実に向けて適切な支援をどのように行っていくのか令和７年度取組について示せ。また、課題の一つとしてあるのが大戸小学校と大戸中学校に通学している児童・生徒の通学の手段と支援の在り方である。教育委員会では、直接的な支援については困難であるとしているが、全庁的にできる支援の在り方について示せ。

④ 循環型社会に向けたゼロカーボンシティとごみの減量化

- ・ 会津若松市第３期環境基本計画では、ごみの減量化を課題としている。その中でも特に、生ごみの処理について大きな課題となっていると認識している。市が生ごみを収集し、堆肥化を行い、そこで発生するメタンガスにより発電するなどの取組を検討する時期にあると考える。これまで、会津若松市廃棄物処理運営審議会、収集運搬委託業者、メタンガス発電計画をしている事業者とは、それぞれどのような協議を行ってきたのかその概要を示せ。また、実現に向けた課題を示せ。さらに、ごみの減量化を進めるためには、関連する条例等の一部改正を行い、市、市民、事業者の責務を明確にする等、ごみの減量化に向け取り組むべきと考えるが、市の認識を示せ。
- ・ 市は、脱炭素先行地域の取組を進める考えを示した。脱炭素に向けた取組とごみ減量化に向けた取組を組み合わせる進めることが望ましい進め方であるとする。生ごみの堆肥化と下水汚泥で発生するメタンガスを利用し発電すること、さらに、太陽光発電や小水力発電、風力発電を組み合わせ、再生可能エネルギーによる電力の地産地消化の取

組を通して、地域内経済の循環を進めるべきと考える。しかしながら、脱炭素先行地域に選定された湊地区では、風力発電事業計画について、地域住民から、再生可能エネルギーそのものについて反対するものではないが、工事による環境破壊、飲料水を確保するための森林涵養の問題など生活環境を脅かすなどの理由から、風力発電事業計画への反対、事業中止を求める声が上がっている。こうした声に市は、どのように向き合い解決しようとしているのか市の考えを示せ。また、一部住民からは、本市が条例をつくり、再生可能エネルギーを充実させるとともに、住民の意向が尊重される再生可能エネルギー計画の実行を求めることを目指すべきとの声がある。私は、本市が、条例化を含め法制度を整えるべきと考えるが、市の認識を示せ。

⑤ デジタル化と魅力ある地域づくり

- ・ 本市は、デジタル田園都市国家構想交付金事業を具体的に進めている。総合計画と個別計画、事務事業を連携させ、市民、事業者、関係団体などの意見を聞き、説明責任を果たしながら進めることが求められている。令和6年度は、デジタル田園都市国家構想交付金事業の熟度を挙げることを目指してきたとのことであるが、現時点での取組状況についてどのように評価しているのか示せ。また、事業を進めるに当たり事業者が進めたい事業の実施を優先するのではなく、市民の福祉向上を目的に進めることを求めてきたが認識を示せ。さらに、令和7年度事業の取組の方向性を示せ。

5 公明党代表 議員 大山 享子（一問一答）

(1) ごみ対策について

① ごみ減量対策の成果と課題

- ・ 市は、ごみ緊急事態宣言を令和6年5月20日に行い、同年6月から11月までを緊急減量期間として、市民の燃やせるごみ減量に対する意識付けを行うため、出前講座やイベント等を行い、市民と直接会うなどの様々な啓蒙活動を行ってきた。これにより市民は、ごみ削減に対する関心を深めることができたと考えるが、評価と課題は何か示せ。
- ・ 市は、令和6年9月から11月までを緊急減量期間の集計期間とし、同年10月30日に示した9月の燃やせるごみの削減状況は令和5年9月と比較して4.8%の削減となり、そ

のうち、生活系ごみの削減率は 4.6 %、事業系ごみの削減率は 5.1 %であった。令和 6 年 10 月及び 11 月のごみの削減状況から、ごみ緊急事態宣言における令和 5 年度同期比 12 %以上の削減とする目標を達成できるのか示せ。

- ・ ごみ処理は、10 市町村で組織する会津若松地方広域市町村圏整備組合で共同処理しており、ごみ排出量の割合で衛生費の負担割合が決まる。市の令和 6 年度の整備組合への衛生費に係る負担金と負担割合を示せ。目標とする削減値に達しない場合、負担金はどの程度増加するのか、また、市民生活にどのような影響があるのか認識を示せ。
- ・ 令和 7 年 1 月には、ごみ削減の目標について達成か未達成かの判断をするとしているが、未達成の場合、市民が心配するごみ処理有料化の方針も決められていくと考える。有料化になると、市民は環境に配慮した製品やサービスを選んで購入するエシカル消費に興味を持ち、リサイクルを行うなど、自分の出すごみにより一層の責任を持つことになる。有料化とした場合の効果と課題について認識を示せ。

② 生ごみ削減キエーロの活用支援の在り方

- ・ 燃やせるごみの削減には、生ごみの減量が重要である。私は、神奈川県葉山町のキエーロ葉山代表の松本信夫氏が考案した、生ごみを分解するキエーロについて、市に伝えてきた。市は、キエーロの利用促進に取り組んでいるが、市民への理解と利用者は広がったと考えているのか認識を示せ。
- ・ 生ごみ処理容器は、畑や庭で使う物など様々あるが、特にキエーロの場合は、庭のない家庭でも利用できる。キエーロは、業者の手作りであり、価格も高額であることから市は、購入の補助を行うべきと考えるが、認識を示せ。

③ プラスチック容器包装回収への取組

- ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）は、温室効果ガスの発生や石油資源の枯渇、海洋汚染といったプラスチックによる環境負荷を軽減することを目的に令和 4 年 4 月に施行された。プラスチック資源循環促進法により、家庭での再生可能なプラスチックごみ（以下「プラごみ」という。）の分別が、求められている。プラスチック使用製品は日常生活において多量に利用されていることから、市民のさらなる協力が必要である。プラごみは、市のプラス

チック製容器包装の収集日において毎週回収されているが、分別がされずに、燃やせるごみに出されてしまっていることが危惧される。再生可能なプラごみがどの程度燃やせるごみに混入しているのか割合を示せ。

- ・ プラスチック容器の分別方法は、市のホームページやガイドブックでも示されているが、プラマークがついていないプラスチック製品が24品目あるなど、市民がごみの分別をするに当たり、分かりにくいと考える。市民の誰もが、分かりやすくするべきと考えるが、認識を示せ。
- ・ ペットボトルキャップは、使用される素材が限られていることからほかのプラスチック製品に比べてリサイクルしやすく、ペットボトルの回収率は令和4年度約94%、リサイクル率は約86%と高いがペットボトルキャップの回収率が正確に把握されていない。市の一部の団体がエコキャップ運動などで収集をし、寄附する活動を行っている。資源を有効活用する循環型社会を形成していく上で注目されていることから、市は、回収拠点を設置していくべきと考えるが見解を示せ。

(2) 新庁舎について

① (仮称) あいづっこプラザ等の在り方

- ・ 市は、新庁舎において(仮称)あいづっこプラザ・(仮称)市民ホール・屋外イベント広場を整備し、多くの市民や各種団体等が利用しやすい仕組みづくりの検討をしようとしているが、どのように利便性の向上を含めた検討をしていくのか示せ。
- ・ (仮称)あいづっこプラザ・(仮称)市民ホール・屋外イベント広場の名称は、市民が親しみやすく呼びやすい名称にすべきであり、市民からの公募などの手法を用いて決めるべきと考えるが、見解を示せ。また、子どもからも慕われやすいイメージキャラクターの存在も必要と考えるが見解を示せ。
- ・ 福島市では、ロビーコンサートと称し、昼休み時間を使ったミニコンサートを開き、市民の文化・芸術活動を振興している。市民から非常に好評を得ていると聞く。市においても(仮称)あいづっこプラザ・(仮称)市民ホールで、市民の希望する文化活動団体のコンサートや発表の場としての活用を推進していくべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 本市ゆかりの演奏家や歌手を招きミニコンサートを定期

的に開くなど、芸術文化の交流の場にすべきと考えるが見解を示せ。

- ② 誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン施設の在り方
- ・ 庁舎は、障がい者、高齢者など誰でも利用しやすいように整備しなければならない。誰が見てもわかるピクトグラムの案内表記や点字・誘導ブロックの敷設、車いすなどが移動しやすい段差の少ない動線の確保などきめ細かく整備されることが市民から期待されている。新庁舎において、ユニバーサルデザインに配慮して整備する特徴は何か示せ。
 - ・ 窓口において、聞こえにくい高齢者などが利用できる「窓口用軟骨伝導イヤホン」の設置について、令和6年9月定例会議において一般質問を行ったが、新庁舎においての設置について、どのように検討されたのか示せ。

◎ 個 人 質 問

1 議 員 原 田 俊 広（一問一答）

(1) マイナンバーカードの健康保険証について

① 本市におけるマイナンバーカードとマイナンバーカードの健康保険証の状況

- ・ 令和6年12月2日より健康保険証の新規発行が廃止されたことに伴って、本市におけるマイナンバーカード（以下「マイナカード」という。）の申請数も増えてきていると考えるが、直近のマイナカードの申請数と交付数、保有する市民の数とその割合を示せ。また本市でのマイナカードの自主返納があればその数を示せ。
- ・ 国民皆保険制度の下、本市の国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者の全てが被保険者証を持っている中で、その市民がマイナンバーカードの健康保険証（以下「マイナ保険証」という。）を持っている割合を示せ。
- ・ また、令和6年10月28日よりマイナ保険証の登録解除ができるようになったが、本市での登録解除申請があればその数を示せ。

② 本市におけるマイナ保険証の利用状況と問題点

- ・ 全国的にも本県でも、マイナ保険証を持っていないながらも利用しないで、現行保険証を利用している方が多いと言われているが、本市の国民健康保険と後期高齢者医療制度における利用状況についての認識を示せ。また、マイナ保険証の利用者が増えない原因についての市の認識を示せ。
- ・ 市内の複数の医療機関関係者の話によると、マイナ保険証を利用しようとしたがうまくいかないトラブルがあり、現行の保険証と氏名・生年月日で本人の資格確認をしたという例がいくつもあるとの話を聞いているが、そのようなトラブルについて市はどのように認識をしているのか示せ。

③ 資格確認書

- ・ 国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者でマイナ保険証を持っていない方等の本人の資格確認のために使われる資格確認書の交付要件と申請の要・不要について示せ。また、その有効期限について示せ。
- ・ 国保税未納等の理由で令和6年12月1日現在で被保険者証が手元になく資格証明書を交付されている方、短期被保険者証となっている方への資格確認書の交付はどのように

なるのか示せ。またその後の納付相談等への対応について示せ。

④ マイナ保険証に対する市の認識

- ・ 今後のマイナ保険証への対応については政府と国会での論戦と動向を注視するしかないと考えるが、そもそもこの制度には、国民皆保険制度のもとで全ての国民が健康保険証を持つ制度設計であるのに、任意の申請によって交付されるマイナカードによるマイナ保険証に一体化するという制度的欠陥があるのではないかと考える。マイナ保険証が任意の申請による交付であるならば、現在の紙の健康保険証を持ち利用することも選択できる必要があると考えるが、このことに関する市の認識を示せ。

(2) 中等度難聴者補聴器購入費助成事業の充実について

① 中等度難聴者補聴器購入費助成事業（以下「補聴器購入助成事業」という。）制度の利用実績

- ・ 令和6年4月より市の補聴器購入助成事業が始まり半年以上が経過しているが、この間の同事業の申請件数と助成実績を示せ。

② 利用しやすい制度への充実策

- ・ 本市の補聴器購入助成事業では、助成の対象者が非課税世帯に限定されていることなどいくつかの制限がされているが、より利用しやすいものに充実していくことの必要性への認識を示せ。
- ・ 同事業の実施要綱では助成対象者について、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴者である以外に、(1)市内に住所を有する者で満18歳以上、(2)両側耳の聴力レベルが40デシベル以上の者、(3)補聴器の装用によりコミュニケーション能力の維持・向上について一定の効果が期待できると医師が判断する者、(4)この事業の助成金を申請する者及びその属する世帯の世帯員全てが、申請を行う日の属する年度の市民税が非課税である世帯、(5)過去に本事業による助成を受けていない者となっているが、このうち(4)の非課税世帯の部分を除くことによって、同事業の目的である、コミュニケーション能力の維持・向上による介護予防、認知症の発症・進行予防、健康増進を図ることがより期待される事業となると考えるが、このことに対する認識を示せ。
- ・ 自分が中程度の難聴であると認識できることが、同事業

の目的達成のために重要で、そのためにも市の特定健康診査項目と後期高齢者の健康診査項目に高齢者の聴力検査を加えるべきだと考える。市の特定健康診査の項目に、一定年齢以上の方の聴力検査を加える必要性についての認識と、加えた場合の市の負担額の増加見込について示せ。

2 議員 平 田 久 美（一問一答）

(1) 子育てに優しい環境づくりについて

① こどもクラブの充実に向けて

- ・ 小学校の長期休業期間中でも、多くの保護者は通常どおり仕事をしており、こどもクラブの開所時間を保護者の出勤時間に合わせてほしいとの声が多く寄せられている。令和5年度に実施された市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査では、こどもクラブの開所時間に合わせて1人で通ったり、開所時間まで玄関前で待たせたりする状況への不安や、子どもの安全面への懸念が寄せられている。また、保護者が時間単位で有給休暇を取得して対応している実態があるなど、保護者の就労環境への影響も深刻である。こうした状況は、保護者にとって大きな負担となっており、子どもの安全面や就労環境への配慮が急務とされている。放課後児童支援員の人材確保の課題等があることも認識しているが、長期休業期間中のこどもクラブの開所時間を早める取組は、これらの課題に対応するためにも重要だと考えられる。保護者のニーズを踏まえて、長期休業期間中のこどもクラブの開所時間を早めるためには、今後、具体的な方策をどのように検討していくのか見解を示せ。
- ・ 放課後児童支援員の人材確保に向けては、早急な対応が必要と考えるが、課題解決に向けてどのような取組を行っているのか示せ。また、具体的な施策や計画があれば併せて示せ。
- ・ 自分の住むまちのために何か役に立ちたいと考え、活動している若い世代の存在も多い。例えば、ボランティア活動に興味を持つ高校生や短大生、大学生などを、こどもクラブの人材確保策に生かすことも考えられるが、受皿を増やす取組については、市としてどのように考えているのか見解を示せ。
- ・ 保護者の負担軽減を図るため、こどもクラブでの長期休

業期間中のお弁当の注文や給食の提供を可能にしてほしいという声を聞き及んでいる。この要望について、こどもクラブ単位で1つからお弁当を注文できる仕組みづくりが必要と考えるが、市の見解を示せ。

- ② ファミリー・サポート・センターの支援体制の充実と連携
- ・ 核家族化が進む中で、家庭内での育児や家事の負担を分担することが難しくなっている。加えて、育児や家事に対する社会的なサポートが十分とは言えず、働きながら子育てをすることが難しいという課題も浮き彫りになっている。さらに、物価高騰の影響により、子育て世帯の経済的負担は一層重くなっている。また、近くに親族がいない場合や、周りに頼れる人が少ない家庭にとって、外部からの助けが不可欠になる。こうした状況の中で、ファミリー・サポート・センター事業は非常に重要な役割を果たしている。しかし、ファミリー・サポート・センター事業のお願い会員は増加傾向にあるが、サポート会員の高齢化や新規会員の確保等が課題になっており、現在、お願い会員、サポート会員、両方会員の数の推移は、令和3年がお願い会員 631 人、サポート会員 122 人、両方会員 18 人、令和4年がお願い会員 675 人、サポート会員 126 人、両方会員 20 人、令和5年がお願い会員 675 人、サポート会員 112 人、両方会員 20 人となっている。平成22年には病児・病後児預かりを開始しているが、お願い会員とサポート会員の相互援助活動の調整がうまくいかない場合もある。お願い会員とサポート会員の相互援助活動の調整は地域での子育て支援の充実には欠かせない非常に大切な一歩であると考え、市としてどのような支援ができるのか具体的に示せ。
 - ・ 教職員の退職予定者などへ、サポート会員への登録に関する周知を行うなど周知体制の支援が必要であると考え、市の認識を示せ。
- ③ 病児保育の更なる拡充
- ・ 子どもの病気は成長の過程に必要なことである。女性が社会へ出て活躍するためには、子どもの病気を日常のこととして受け入れ、何の不安もなく病児保育を利用できる環境を作ることが必要であると考え、令和5年度に実施した市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査によると、「子どもの体調が悪くなると仕事を休まざるを得ず、その分の収入が減ってしまう」「会社を休みにくい」

「職場でよい顔をされない」といった声が寄せられている。このような中、令和５年度にはキッズケアにじいろが開所され、病児保育の年間利用者数は令和３年度が１１６人、令和４年度が４５人、令和５年度が４８３人となっている。さらに、キッズケアにじいろではＷＥＢ予約システムの導入も始まり、これにより非常に助かっているとの声が多く聞かれる一方で、キャンセル待ちが続き、利用したい時に利用できないため、結果として仕事を休むことになってしまうという課題も指摘されている。課題解決に向け、市は利用者や事業者に対してどのように支援していくのか考え方を示せ。

- ・ また、病児保育を利用したいという要望に対して、施設の需要と供給は適正であるのか見解を示せ。
- ・ 令和５年度に実施した市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査では、病児・病後児を預ける場合の望ましい事業形態について、小児科に併設した施設で子どもを保育する事業を望む割合が９１％と最も高くなっている。このことに対して市は、働きかけを行っていくべきと考えるが認識を示せ。

④ 保育料無償化に向けて

- ・ 令和５年１２月定例会議において、０歳から２歳児までの保育料無償化の必要性について、子育てへの負担が軽減されることにより子育て世代の可処分所得が増えること、また子どもを育てつつ働きたいという女性の意欲が高まり、子育て世代の就労につながるという観点で質問をした。市長からの答弁は、「家庭で保育する方と保育施設を利用する方で公平性を欠くこと、一定の財政負担が生じること、入所希望者が増加した場合に待機児童が発生するなどの課題がある。」という内容であった。一方で市民からは、「保育料が高く、保育料を払うために働いているようなもの」「２人目を産むのをためらってしまう」「土地が安く、保育料もかからない他市町村のほうが子育てに適しているように感じる」「保育料が無償化されれば、１人目の子育てを経験した親も２人目を安心して産むことができる」といった声が非常に多い。本市の０歳から２歳児までの年間保育料の総額は、令和３年度は３億１,２７０万円、令和４年度は３億２,８５０万円、令和５年度は３億１,０２６万円である。私は、市独自の多子軽減策が実施されていることは十分理

解している。一方では保育料を無償化した場合に待機児童が発生するとの見解は、安心して子どもを預けたいと思う保護者が多いことの裏返しとも言える。また、保育料の無償化により出生率の向上も期待できると考える。保護者から多くの要望がある中で、今後の市としての対応策として、保育料の減額等を検討すべきと考えるが見解を示せ。また、第2子の年間保育料の総額を、令和3年度、令和4年度、令和5年度それぞれ示せ。併せて第2子の保育料無償化等も検討すべきと考えるが見解を示せ。

3 議員 笹内直幸（一問一答）

(1) 平等な学校教育について

① 児童・生徒に合わせた教育

- ・ 教育基本法第3条には「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」との記載がある。また、会津若松市第7次総合計画における政策分野2「学校教育」、施策4「特別支援教育の充実」には、「特別な支援を必要とする子どもたち一人ひとりに寄り添った、きめ細かな支援及び環境整備を行い、学びを通して自立や社会参加に必要な力を育みます。」とあり、主な取組として、「合理的な配慮に基づく学習環境の整備」とある。肢体不自由の子どもへの学校教育について、市の認識と課題について示せ。
- ・ 肢体不自由の子どもを受け入れることが可能な市立学校を示せ。
- ・ 肢体不自由の子どもを受け入れている市立学校では、どのような受入の対応をされているのか示せ。
- ・ 肢体不自由の子どもの保護者から自宅がある学区の市立学校への入学希望があった際には、どのように対応しているのか示せ。
- ・ 重度障がいなどで、市立学校に通いたくても通うことができない子どもへの対応を示せ。また、課題があれば示せ。

② 授業環境

- ・ 令和6年の夏も猛暑となった。普通教室にはエアコンが取り付けられ、児童は快適に授業を受けられたと伺っている。一方で、音楽室や理科室などの特別教室には、エアコ

ンが取り付けられている学校と取り付けられていない学校がある。特別教室へのエアコンの設置状況と今後の計画を示せ。

- ・ 学校体育館へのエアコンの設置についての認識を示せ。
- ・ 令和5年度の行政評価には「プール施設は、設置年度から30年以上経過しているものが全体の半数以上を占め、安全面や衛生面から改善していく必要がある。児童・生徒の安全や施設の長寿命化のため、部分的な修繕を実施していくが、全面的な改修には多額の費用を要することから、プールの状態や授業での利用状況などを踏まえ、順次、プールの共同利用や民間施設の活用といった手法を取り入れ、施設の集約化とトータルコストの削減を図っていく。」と記載している。市立学校の水泳の授業は、学校によって様々な対応となっている。令和6年度に共同利用した水泳授業の対応について、市の認識と課題を示せ。
- ・ 今後の水泳授業の在り方について本市の認識を示せ。

③ 部活動の対応

- ・ 本市中学校の部活動は、学校によって種目があるものがないものがあり、生徒が希望する部活動に入れない場合がある。大好きな種目の部活動をやるのが楽しみという生徒がいたり、そこから将来のオリンピック選手が誕生する場合があったりと、無限の可能性がある。学校に生徒が希望する部活動がなく、入部できない場合の対応を示せ。
- ・ 令和6年度の行政運営方針には、「令和8年度の休日における部活動の地域への完全移行に向けて、運動部活動においては、部活動週末合同練習会を拡充し、運動部全14種目をあいづっこスポーツ教室として実施するとともに、文化部活動においても、吹奏楽部及び合唱部の取組を進めていきます。このような休日における部活動を地域の活動とし、学校、地域、関係団体等との協働により、地域総ぐるみで子どもを育てる環境づくりを進めていきます。」と記載しているが、学校、地域、関係団体等との協力関係の実例や、地域指導者数など、現状の進捗状況と課題を示せ。

4 議員 大島 智子（一問一答）

(1) プレコンセプションケアについて

① 若者世代から未来に向けて考える健康づくり

- ・ プレコンセプションケアとは妊娠前のケアのことで、

「プレ」は「前の」、「コンセプション」は「妊娠」を意味している。妊娠・出産をする、しないに関わらず、また男女も問わず、若い世代が身体について、正しい知識・情報を得て、日々の生活や健康に向き合うヘルスケアである。健やかな妊娠・出産を望む人に関しては、次世代を担う子どもたちの健康にもつながる。プレコンセプションケアはアメリカ発祥の考えであり、周産期死亡率（赤ちゃんの死亡）と妊産婦死亡率が高いことから、それを改善しようと始まった。妊娠前の健康管理の重要性が認識され、世界保健機構（WHO）をはじめとする国際的な機関がこの概念を支持し、多くの国でプレコンセプションケアが取り入れられた。現在の日本の周産期死亡は1,000人あたりで3.3人、妊産婦死亡は10万人あたりで4.2人であり、世界からみれば日本は低い数字であるが、それでも日本の出生数を70万人として考えると、1年間に約2,300人の赤ちゃんと約30人の妊産婦が亡くなっている。そこで今プレコンセプションケアがなぜ必要なのか。一つはリスクのある妊娠の増加である。女性の痩せが増加していることで、その影響が胎児の生育に影響をもたらしている。痩せのお母さんから生まれる赤ちゃんは低出生体重児が多いことがわかっており、それにより医療的ケアが必要になるケースが多く、また発育・発達の遅延や障がい、成人後も健康に係るリスクが大きいことが指摘されている。その他にも予防すべき先天異常を予防できておらず、例えば妊娠期の風疹り患がある。風疹は感染力が高く、同じ部屋にいただけで感染することがある。妊娠時に風疹にかかると眼や心臓、耳などに障がいをもつ先天性風しん症候群による子どもが生まれてくる確率が高くなる。妊娠してから風疹のワクチンは接種できないため、早めに抗体検査をし、抗体がなかったらワクチンを打つことが大事である。これらのことを考えると、プレコンセプションケアが重要であると考えてるが、認識を示せ。

- ・ 現在の日本の状況を確認すると一つには出産の3割から4割は計画外妊娠であること。二つ目には不妊治療による体外受精で妊娠した人が11人に1人であること。三つ目には第一子を妊娠する年齢が平均で30.7歳になってきているということ。四つ目には、少子化で一生のうちに出産する数が減っており、2023年の合計特殊出生率が1.2人となっ

ていること。そして五つ目には25歳未満の中絶が多いという報告もある。また、男性の精子は常に作られている反面、女性の卵子は生まれた時に200万個あっても、そこからどんどん減っていく。そのため、年齢が上がるごとに妊娠しづらくなっていくのである。男性も年齢が上がるごとに精子の質が悪くなることから、男女ともに早い段階での出産が望ましいとされている。働く女性が増え、結婚・出産が遅くなっている現代にあって、同時に不妊治療に取り組む年齢も上昇しており、日本では平均で約40歳となっている。世界の平均より日本は5歳遅く不妊治療に取り組んでいる。妊娠したいと願っていても、なかなか結びつかなかったり、妊娠しても流産を繰り返してしまう人もいる。赤ちゃんが生まれるということは、大げさかもしれないが、奇跡でもある。妊娠、出産を望む方には市として全力で応援していただきたい。そこで活用したいのが国立成育医療センターが作成したプレコンチェックシートであり、自身の健康と生活習慣などを見直すことと、人生をデザインすることができる。ホームページや窓口でも気軽にこのプレコンチェックシートを受け取れる体制づくりを進め、さらにはプレコンセプションケアを広く理解していただけるよう、チラシを作るなど周知をしていくべきと考えるが見解を示せ。

- ・ プレコンセプションケアにより、予防できる先天異常はしっかりと対策をすべきである。その中でも葉酸の摂取は重要である。新生児の神経管閉鎖障がいを予防するにあたり、葉酸摂取が推奨されている。特に葉酸不足による先天異常は妊娠7週までに発生するため、妊娠が分かってから葉酸を飲み始めても遅いと考えられており、妊娠前からの摂取が重要となる。妊娠前から摂取している人の割合も日本全体でも8.3%というデータも出ている。そこで、妊活中、または妊活予定の方と妊娠中の方に対し、葉酸を配布すべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 妊娠前に自分の健康状態を知っておくことにより、妊娠・出産も安心して迎えることができる。そのためにも必要な検診は受けておいた方がよい。松山市では少子化対策の一環として積極的なプレコンセプションケアの普及啓発を行い、さらに将来の健康と妊娠・出産のために健康状態を調べる「プレコンチェック」に対して上限3万円とする検査費用助成事業も開始している。性感染症や風疹などの検

査は女性ばかりではなく、男性も受けることが望ましいとされている。よりよい妊娠・出産をするために、検査費用の助成をすべきと考えるが見解を示せ。

② 学校保健における普及と啓発

- ・ 文部科学省の学習指導要領では、性教育は発達段階に応じて行うことが求められている。避妊法や人工妊娠中絶等、性感染症や避妊に関する教育は高校で取り上げるとされ、小・中学校では扱いが限定的である。報道によれば15歳以下の妊娠中絶が課題・問題となっていることから、小・中学生に対し教科書のみならず、性に関するリスクや権利について包括的教育をしていくべきと考えるが見解を示せ。
- ・ プレコンセプションケアでは若いうちからの健康を重視する中で、痩せや肥満から考えられる栄養の問題がある。そのため、保護者にもプレコンセプションケアの理解が必要となってくる。また思春期の月経痛も重要視しなくてはならない。女子生徒の中には、月経痛を我慢しており、勉強や部活動にも支障が出ている生徒もいる。生活が困難になるほどの月経痛は子宮内膜症などの病気が原因であることもあり、将来、不妊の原因となることもある。月経痛を軽視することなく、かかりつけの医者に行き、早い段階からの相談・治療も大事である。プレコンセプションケアのチェックシートには、かかりつけの婦人科医をつくろうという項目がある。今後、医療機関と連携し、講演会やワークショップを実施するなど、学校でもプレコンセプションケアを意識した性教育が必要と考えるが見解を示せ。
- ・ 健康は身体のみでなく、心の健康も大事である。しかし、国の統計では、子ども・若者については、すべての年代で死因の第1位が自殺となっており、子どもたちの自己肯定感が低いことも問題視されている。若い男女の健康増進がプレコンセプションケアの大きな目的でもあるが、心の健康に向け、学校での取組はどのようなものがあるのか示せ。またどのような効果が出ているのか示せ。

5 議員 高 梨 浩

(1) 会津若松市の公共施設マネジメントについて

① 会津若松市公共施設再編プランの実効性

- ・ 市では、令和3年度に取りまとめた会津若松市公共施設再編プラン（以下「プラン」という。）に基づき、令和4

年度及び令和5年度の実施内容の評価結果を公表しているが、用途別再編プランの分類が「検討段階」における学校施設再編・活用推進事業、学校給食センター再編事業の実施内容について伺う。令和5年度の実施内容では、学校施設再編・活用推進事業において、複数の小・中学校において「計画的な学校施設の維持保全を実施しました。」という実績報告がなされ、学校給食センター再編事業においては、複数の給食センター・給食室の「計画的な維持保全を実施しました。」という実績報告がなされている。プランにおいて用途別再編プランの検討段階に分類されながら「計画的な維持保全を実施しました。」という評価を行うことは、プランにおける「再編プランを踏まえた個別施設の整備計画」とどのように整合が図られているのか、施設管理者としての教育委員会とプラン策定者としての財務部それぞれの見解を示せ。

- ・ プランの策定に当たり、令和元年度から市内全地区において実施したワークショップの取組の成果において、地域別の施設再編の基本方針として、「学校の長寿命化を進めながら、地域活動の拠点となる公民館やコミュニティセンター等との連携・利活用の推進など、地域の施設全体のあり方について、住民の方々とともに検討する」としている。プランの地域別再編プランにおいて検討段階に分類されている事業の令和5年度実施内容では、各地区公民館等を地域づくりの拠点にするための取組などの実績が報告されており、プラン策定後の市民との協働による施設の在り方を検討する取組として公共施設活用推進事業の更なる進展を期待している。しかし、公共施設活用推進事業は市内11地区が対象であり、令和4年度及び令和5年度において進捗報告のあった地区は行仁・永和・一箕公民館地区の3地区のみとなっている。プランの計画期間である令和8年度までにすべての地区の住民との協働による検討が行われるのかが疑問である。公共施設活用推進事業の今後の進め方について基本的な考えを示せ。

② 「公共施設再編の考え方」に基づくプランや会津若松市公共施設保全計画との連携

- ・ 平成31年3月に策定した「公共施設再編の考え方」（以下「施設再編方針」という。）を踏まえながら策定されているプラン及び市公共施設保全計画（以下「保全計画」と

いう。)については、それぞれ計画終期が令和８年度となっている。プランの実施方針や保全計画の実施方針に基づき実施されている取組の進捗状況を踏まえ、それぞれの計画の改定が今後行われるものとする。社会情勢や財政状況、市民ニーズの変化などを踏まえれば、今後の各計画の改定にあたって、また、各計画の進捗状況を踏まえれば、施設再編方針そのものの変更も必要になるのではないかと考えるが、見解を示せ。

③ 会津若松市公共施設等総合管理計画の推進

- ・ 市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の取組ロードマップにおいて令和８年度までの取組が列記されているが、市は進捗状況をどのように認識しているか示せ。また、この取組の実効性を確保するため、全庁的な総合マネジメント体制として、公共施設等総合管理推進本部や推進会議、ワーキンググループを編成しているが、推進体制の効果と課題の認識について示せ。
- ・ 総合管理計画において将来の更新費用の試算として公表されている「１年あたりの更新経費」と「直近５年投資的経費」との間には大きな金額の乖離がある。この乖離を埋めるためにこの間行ってきた財政措置と、今後の公共施設マネジメントに係る財政方針について見解を示せ。
- ・ 社会基盤系公共施設については、既存施設の長寿命化を最優先とした施設整備を進めるとしている。各長寿命化計画を総合的に捉え、財源を含めてマネジメントする必要性があるのではないかと考えるが、見解を示せ。

6 議員 梶 屋 奈津子（一問一答）

(1) 観光・交流人口から関係人口への取組について

① 会津まつり、鶴ヶ城ハーフマラソン大会

- ・ 会津まつりにおける近年の来場者数の推移を示せ。特に、若年層や家族連れを呼び込むための取組を示せ。
- ・ 鶴ヶ城ハーフマラソン大会における参加状況と参加者からの評価を示せ。

② イベント参加者と地域住民との交流や、リピーターを増やす取組

- ・ 会津まつりや鶴ヶ城ハーフマラソン大会における、市外の参加者とイベント関係者や地域住民との交流を促進するための取組を示せ。

- ・ 会津まつりにおけるリピーターを増やすための取組として、イベント後も関係を継続していく取組をどのように行っているのか示せ。また、滞在中に分野別オプショナルツアーなどを開催し、参加者に会津の魅力を知ってもらうことで、再度会津若松市を訪れてもらえるような取組を行うべきと考えるが、見解を示せ。

(2) 市立小・中学校の学習環境の整備について

① 学習教材の備品化

- ・ 各家庭で購入が必要な教材について、卒業後も使う可能性がある裁縫セットや、絵の具、習字の消耗品、口で吹くリコーダーや鍵盤ハーモニカなどについては理解する。しかし、算数セット、そろばん、彫刻刀、木工用具や、内容が数年にわたり変更されず、複数年使用しても支障がない副読本などについては、学校の備品として整備すべきではないかと考えるが、見解を示せ。

② タブレット端末の更なる有効活用

- ・ 小・中学校へのタブレット端末導入の評価と課題を示せ。また、タブレット端末を活用したケガ等で長期欠席をしなければならなくなった児童・生徒を対象としたオンライン授業の実施の可能性について、見解を示せ。

③ 体験活動の重要性

- ・ まなべこツアーは、あいづっこ人材育成プロジェクト事業の一環として、小学6年生を対象に、平成27年度から毎年8月から11月頃開催されている。このツアーでは、市歴史資料センターまなべこと会津藩主松平家墓所（院内御廟）を見学している。まなべこツアーは、子どもたちが史跡を巡りながら会津の歴史に触れることで、郷土への愛着を高め、会津に生まれ育ったことに誇りを持つ心を養うことを目的としている。しかし、まなべこの展示内容や説明では、物足りなさを感じるという意見がある。展示物の充実や、専門性の高い解説員の導入、専門家の助言を取り入れるなどの改善を図ることで、より魅力的で教育的な施設に発展させる余地があると考えるが、市の見解を示せ。

7 議員 古川 雄一（一問一答）

(1) 財政について

① 令和7年度予算編成方針

- ・ 国は「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、

経済・財政新生計画として令和7年度から令和12年度までの6年間、国・地方の財政健全化目標を定め、経済・財政一体改革を推進していくとしている。市はこのような国の動向を、どのように受け止めているのか認識を示せ。

- ・ また、地方の「一般財源総額実質同水準ルール」については、令和7年度から令和9年度までの3年間継続することとしているが、本市の新年度予算への影響についての認識を示せ。
- ・ 今後、県立病院跡地の利活用や新たな工業団地の整備、さらには廃棄物処理施設整備、斎場整備事業等を推進しなければならない。また、少子化・人口減少対策については効果的な事業展開を図るとしている。当初予算編成に当たり財政調整基金を活用した上で最大限の一般財源を配分することとしているが、一般財源の配分においては一般枠がマイナス1.3%となっている。これは令和6年度と同程度の事業を行う際には、物価上昇の影響により経費が増加する状況に対して、財源が減少するものであり、事業規模を低下させるしかなくなるものとする。これにより、市民サービスの低下につながらないか危惧するところだが、認識を示せ。
- ・ また、予算編成において財政調整基金頼りになっていないか、直面する大型事業の対応と財政見通しを踏まえて認識を示せ。
- ・ 一般財源総額を令和6年度当初予算との比較で、7億2,889万円増の329億3,929万円と見込んでいるが、増額分の財源確保の見込みについての認識を示せ。

② 中期財政見通し

- ・ 令和7年度から令和9年度までの中期財政見通しにおいては、財政運営の根幹である市税が一定の水準で推移するとしている。報道によると、所得税が課税されるいわゆる年収の壁の引き上げが実施されれば、地方税が4兆円程度の減収となり、地方交付税の原資も1兆円程度の減収となり、併せて5兆円程度の地方財政へのマイナスの影響が生じるとしている。あくまでも、現時点の推計でしかないが、令和6年度の地方税収見込み45兆5千億円と比較すると、大変大きな影響が懸念される。当然、本市財政にも大きな影響があると考えられる。報道されているような所得税の基礎控除などの額を103万円から178万円に引き上げとなった

場合の本市の影響額を示すとともに、その財源補填に対する認識を示せ。

- ・ 歳入において、地方交付税については今後３年間ほぼ同額を見込んでいる。地方交付税の財源である所得税の減税が実施されればこれまでと同様の交付額を見込むことができるのか疑問だが、認識を示せ。
- ・ 国県支出金についても３年間ほぼ同額を見込んでいるが、所得税の減税が実施されれば減収になるのではないのか、認識を示せ。
- ・ 歳出において、県立病院跡地利活用事業をはじめとした大型事業が予定されているが令和９年度の投資的経費が減額になっているのはなぜか示せ。
- ・ 扶助費については、毎年度２％増加すると見込んでいるが、社会福祉の充実を考えた場合には２％の増で良いのか認識を示せ。
- ・ 令和５年度一般会計決算における歳入歳出差引額は、３０億円を超える額となり、令和６年度９月補正予算において、財政調整基金からの繰入金について２０億円の減額、公共施設維持整備等基金へ２億円積立ての措置を行っている。これらは是非、市民のために有効に活用すべきと考える。令和７年度において、それぞれの基金をどの程度、どのような目的や施策に使う考えであるのか、示せ。
- ・ 中期財政見通しにおける令和７年度から令和９年度までの投資的経費の金額を見ると、それぞれ５２億円、５４億円、２８億円となっており、また、市債のうちその他の市債の額は投資的経費に連動するように、大きく増減している。中期財政見通しの推計方法において、「投資的経費は、庁舎整備事業、都市計画街路事業、県立病院跡地利活用事業などを勘案して」となっている。令和７年度から令和９年度までの投資的経費の見込みのうち主な事業の事業費をそれぞれ示せ。

③ 公債費負担適正化計画

- ・ 今般示された令和３年度から令和５年度までの３か年平均の実質公債費比率は４．９％であり、令和２年度から令和４年度までの３か年平均の実質公債費比率４．８％からは、わずか０．１ポイントではあるが、悪化している。同じく今般示された将来推計の令和６年度から令和１３年度までと、昨年示された令和５年度から令和１２年度までを比較すると、

どの年度も実質公債費比率が6%未満であったものが、今回は半数の4か年で6%以上となっている。期間はずれているが、重複している4か年でわずかではあるが、6%台へ上昇した要因について示せ。

- ・ 将来推計においては、①公債費充当一般財源と②公営企業に要する経費とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金は、令和13年度に向けてなだらかに減少してはいるが、③一部事務組合等の起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる補助金又は負担金は、期間の半ばから上昇し、高い水準で継続しているが、この要因について、具体的な内容と金額を示せ。
- ・ また、その要因について、一部事務組合等の起こした地方債ということから、本市は構成市町村となっているが、このように指数が悪化することを踏まえて、これまで事前の協議はどのようになされてきたのか示せ。さらに、このような指数悪化を招かない手法は検討された上での判断となっているのか、認識を示せ。

(2) 日本遺産「会津の三十三観音めぐり」について

① 管理と整備

- ・ 令和6年10月26日と27日に、本市で日本遺産フェスティバルが開催された。このフェスティバルを機に改めて日本遺産である会津の三十三観音めぐりについて考える必要がある。日本遺産は文化庁が認定している。従来文化庁の文化財行政の場合は、地域に点在する個々の文化財を保存することが主たる目的であった。しかし、それでは地域の魅力が十分に伝わらないということで、文化庁が日本遺産として、地域に点在する遺産を「面」として活用・発信しようとして平成27年から取組が始まった。現在、日本遺産に認定されているのは全国で104か所あり、北海道・東北地方では30か所が認定されており、福島県では、会津の三十三観音めぐりと郡山市と猪苗代町の安積疏水の2か所である。今回の日本遺産フェスティバルは東北では初めての開催であった。盛況のうちに終了したと思うが開催の成果について認識を示せ。
- ・ 日本遺産事業の方向性は3つに集約されており、その1つが地域全体としての一体的な整備・活用だが、会津三十三観音めぐりは、5つの市町村にまたがっている。3つの番外札所を入れると7市町村である。5市町村及び7市町

村での連携について認識を示せ。

- ・ 日本遺産フェスティバルで、四国遍路日本遺産協議会のブースがあり話を伺った。四国遍路は4つの県にまたがっているのもので、四国が一体となり、四国遍路を整備・活用し、国内外に発信するとともに、日本遺産魅力発信推進事業を計画的かつ効率的に実施することにより、地域活性化を図ることを目的にしているとのことであった。規模は違っても、同じ日本遺産であることに違いはないことから、仮称「会津の三十三観音めぐり日本遺産協議会」を作り、地域活性化に活用をすべきと考えるが、認識を示せ。
- ・ 私は、今回のフェスティバルを機に、33プラス3の36札所に参拝を兼ねて整備状況を見てきた。トイレがあったのは12か所だが、あっても女性はなかなか使う気にはなれないようなトイレが多かった。駐車場については20か所にあったが、中には駐車場でなくても駐車できる所もあった。観音堂が寺の境内にある場合はほとんどが駐車できたが、逆に寺の駐車場があっても、会津三十三観音めぐりの場合は駐車お断りのところもあり道路に駐車するしかないところもあった。清掃については、観音堂が単独であっても集落の中にある場合はきれいに掃き清められていた。集落内で当番を決めて掃除をしているところもあった。石段を登らないと行けないところもあり、手すりがあるところはいいが、200段の石段でも手すりがなく、石段が滑りやすく危険なところもあった。日本遺産に認定され、日本遺産フェスティバルまで開催した地元としては、来訪者に配慮した整備を行うべきであると考ええる。協議会などにより、会津の三十三観音めぐりとして一体的な管理体制と来訪者に配慮した整備を行うべきであると考えるが市の認識を示せ。

② 地域の信仰と観光利用

- ・ 会津の三十三観音めぐりは、農閑期に仲間同士で講をつくり巡礼したのが始まりとされている。仏都会津と言われるほど名刹・古刹が点在しており、中には三十三観音のお堂が境内にある寺や観音堂自体が名刹・古刹と呼ばれているものもある。他の日本遺産のように、会津の三十三観音めぐりをもっと観光利用すべきと考える。現状についての認識を示せ。
- ・ 令和8年度に「ふくしまDC」の開催が決定して、来年度はプレDCが始まる。日本遺産会津の三十三観音めぐり

を P R する絶好のチャンスであるが、認識を示せ。

8 議 員 奥 脇 康 夫（一問一答）

(1) 水に関する取組について

① 備蓄用ペットボトル水道水

- ・ 本市は直近で令和 3 年に備蓄用として 500 ミリリットルペットボトル水道水を約 2 万本作成し、市の水道水の P R 及び防災訓練で使用し、議会においても視察及び研修会等で飲料水として活用させていただいているが、本年時点で約 7,000 本の在庫となっており、あと数年で在庫がなくなる状況である。備蓄用ペットボトル水道水の今後の整備方針を示せ。また、前回と同様の作成方法となるのか示せ。
- ・ 建設委員会及び予算決算委員会第 4 分科会にて上水道使用量が減少している要因に、各家庭等での家庭用飲料水サーバーの導入を挙げていた。家庭等で使用する飲料水サーバーに本市の水を使用することができれば、上水の使用量の減少も抑えられ、また、防災用としても汎用性が高まるのではないかと考えるが認識を示せ。

② 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画等における連携

- ・ 市水防計画の資料編に重要水防区域が掲載されている。阿賀川及び湯川等における評定基準及び延長、危険概要等が示されている。立地適正化計画は防災の視点も鑑み策定されているが、重要水防区域はどのように位置づけされているのか示せ。
- ・ 立地適正化計画では、居住誘導区域及び都市機能誘導区域において、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針として防災指針を示している。その中で、取組施策及びスケジュールが示されているが、どのように施行しているのか示せ。特に災害リスクの周知については、既居住者及び新規居住者に対してどのように行われているのか示せ。
- ・ 都市計画マスタープランに治水対策として、関係機関との連携を図りながらとあるように、市では毎年県へ県管理河川についての要望活動を行っている。一級河川湯川及び古川において、河道掘削等の改修事業が行われ、湯川は令和 3 年度、古川は令和元年度に工事が完了している。現在、両河川においては、樹木及び草等が再び繁茂し始め、また、

土砂等の堆積量も再び増加し河川の流下能力を低下させている。本年草木等の刈取り等が行われたようであるが、堆積量は減少していないと考える。他の県管理河川においても改修工事等が行われているところではあるが、市内中心部を流れる両河川であり、溢水等となれば流域周辺にかなりの影響を及ぼすことが想定されるため、当該河川における河道掘削等の要望活動を早急に行うべきと考えるが認識を示せ。

③ 下水道事業の現状と今後

- ・ 公共下水道整備において、前年度と比較して令和5年度処理区域内世帯数が605世帯増加、また水洗化済世帯数は431世帯増加した結果、未接続世帯は174世帯となり、水洗化済世帯の割合は71.2%となっている。接続世帯数は計画通りに進んでいるのか示せ。また、令和5年度における整備前時点での下水道接続予定数、整備後の下水道接続数には差が生じているのか示せ。また、差が生じる要因を示せ。さらには、整備区域における接続割合の目標等があれば示せ。
- ・ 近年、人口減少及び高齢化等に伴い高齢者の単独世帯及び空き家等も多い状況となっているが、下水道への接続に関する今後の影響をどのように認識しているのか示せ。
- ・ 会計年度任用職員として下水道協力員が3名在籍している。活動内容は、下水道未接続世帯等へ訪問し普及活動や早期接続の要請と未接続の理由などの調査を実施している。訪問活動の中で、下水道への接続対象となる世帯が下水道に接続しないと回答しているその理由を示せ。
- ・ 下水道協力員の活動により、令和3年度は119世帯、令和4年度は100世帯、令和5年度は79世帯が新たに接続をしている。訪問世帯数に対する接続割合は、5%前後となっている。下水道協力員をどのように評価をしているのか示せ。
- ・ 新規接続が増加することの良い点として、下水道料金による収入が増加する点にあると考える。訪問件数を増やし接続件数が増加すれば収入も増加すると考えられるので、下水道協力員の増員等も検討すべきと考えるが認識を示せ。

④ 法定外公共物及び水路の維持管理

- ・ 平成11年7月16日に公表され、令和4年6月15日に改正となった法定外公共物に係る国有財産の取扱いについてに

は、「市町村へ譲与の対象となるものは、国土交通省所管の法定外公共物である里道・水路に限られており、当該財産管理は、市町村の自治事務となるので、市町村が適切と判断する方法により管理を実施する」とある。本市には法定外公共物が約4万件あると聞き及んでいるが、どのように管理しているのか示せ。

- ・ 法定外公共物及び水路等は地域に密着した形で公共の用に供されているため、除草や一斉清掃など地域でできる維持管理については地元地区住民の方や受益者等をお願いしていると聞き及んでいる。高齢化が進み、担い手不足となっている町内会等による維持管理は適当なのか認識を示せ。
- ・ 町内会等へ維持管理を依頼するのであれば、実施した町内会等を表彰等を通して顕彰すべきと考えるが認識を示せ。
- ・ 先日、栄町地内にある法定外公共物の水路を地域の方の出資のもと清掃を依頼して行った。距離にして20メートル程度の清掃であったが、土嚢袋60袋もの堆積した土砂等を撤去したそうである。清掃を試みるきっかけは、観光客より「臭い」との苦情があったからとのことである。周辺地域も含め早急に水路等の現状を把握し対処すべきと考えるが認識を示せ。
- ・ 生涯学習総合センターの前を歩くと鼻をつく臭いがすると聞き及んでいる。当該地は市内中心部であり、観光地であり、ウォーカブルエリアでもある。古くから市街地を形成してきた地域でもあるため、水路が詰まり水の流れを堰き止めていたり、土砂等の堆積により水の流れが滞っていたりして臭いが発生していると考ええる。早急に原因を追究し対処すべきと考えるが認識を示せ。
- ・ 市内には様々な水路があるが、市民が安心安全に生活できるように総点検を行うべきと考えるが認識を示せ。

9 議 員 中 川 廣 文（一問一答）

(1) 本市の情報発信の在り方と的確な市民意見の聴取について

- ① 本市の魅力を伝えるSNS等を活用した情報発信の在り方
 - ・ 子ども連れで遊べる場所がない、気軽に掛ける場所がないとの声を市民からいただくことがある。実際は、市民文化祭、環境フェスタ、地産地消まつり、あいづまちなかアートプロジェクト、会津ブランドものづくりフェア、ほこみちしんめい、御薬園さんぽ等々、10月、11月のイベン

トだけでも様々開催され、関係者はイベントを盛り上げようと尽力し、会津の魅力の掘り起こし、発信に懸命に取り組んでいる。賑わっているイベントもあれば、閑散としているイベントもあり、会津の魅力を知ってもらう機会の喪失にはもったいなさを感じる。LINEやYouTubeなどのSNSを活用した情報発信については承知しているが、市の公式インスタグラムでは最近広報広聴グループのインターン生が投稿していた。1枚の写真に地元への愛情溢れる素敵な文章を添えて、会津をもっと大勢の方に知ってもらいたいという気持ちが表れており感心した。様々な情報発信においては決して仕事としてではなく、何を伝えたいのか、どう伝えたいのかが重要な要素だと考える。市の情報発信についての現状認識を示せ。

- ・ SNSでの情報発信では、投稿内容をスクロールして読んでもらうことにも工夫が必要と考えるが、写真や絵など、ビジュアルで読者やフォロワーの心を一瞬で惹きつけることが最も重要である。インスタグラムのインターン生の協力のように、視線が変われば伝え方も当然変わり、より効果的な情報発信ができると考えるが、情報発信において外部の意見を取り入れることについて見解を示せ。

② 本市の現状や課題、取組を伝える情報発信の在り方

- ・ 市役所新庁舎はいつ完成するのか、県立病院跡地はどうなるのか、直近の課題で言えば「ごみ緊急事態宣言」の目標は達せられるのか、現在取り組んでいる市の事業や課題の周知についてはまだまだ不十分だと考える。SNSでの情報発信にしても、市政だよりでの周知にしても、情報を取ることに消極的な層に対していかに課題を投げかけるかが重要だと考えるが、どのような手法でこの問題を解決していくのか考えを示せ。

③ 各種パブリックコメントを行う目的、手法、活用方法

- ・ 令和5年度に実施したパブリックコメント30件中、意見がなかったものが19件あった。令和6年度では実施済み6件の全てで意見無しという結果になっている。市の施策や計画について、市民参画のもとに策定することが自治基本条例にも掲げている大前提だとすれば、この結果についてどのように捉えるのか見解を示せ。
- ・ パブリックコメント制度の周知について今後どのように取り組むのか示せ。

④ タウンミーティング、出前講座を行う目的、手法、活用方法、成果

- ・ 「ごみ緊急事態宣言」におけるごみステーションでの立会い・排出説明を実施した地区においてはごみが削減されたという実績があり、自主防災組織の設立と運営においては出前講座が効果的だと市民の方からもご意見をいただく。SNSや市政だよりでの情報発信と合わせ、積極的な啓発活動が求められていると考えるが、令和5年度及び6年度に実施したタウンミーティング、出前講座の実績を示した上で、成果と課題について見解を示せ。
- ・ 市民と対面による積極的な啓発活動が効果的であるとすれば、その分職員の負担も増加することにつながると予想されるが、各部署の体制について課題はないか見解を示せ。

(2) 参政権の担保と開票作業の適切な執行について

① 第50回衆議院議員総選挙の総括

- ・ 令和6年10月27日、第50回衆議院議員総選挙が執行された。この選挙は、令和2年の国勢調査の結果に基づき、令和4年に公職選挙法の改正、いわゆる区割り改定法が施行されてから初めての選挙であり、本県では、5つあった小選挙区が一つ減り、4つの小選挙区となった選挙だった。総務省の発表によると、今回の小選挙区の投票率は全体で53.85%であり、2021年に執行された前回の衆議院議員総選挙における投票率の55.93%から2.08ポイント下回り、戦後3番目の低さとなった。県内では、小選挙区の投票率は53.93%であり、前回衆院選の58.01%から4.08ポイント低下した。本市では、小選挙区の投票率が51.16%であり、前回衆院選の60.18%から9.02ポイント低下し、県内13市の中では最も大きく低下した。選挙区の区割り変更が有権者の投票行動に少なからず影響を与えたものとするが、区割り変更による影響をどのように捉えているか示せ。また、投票率の低下についてどのように検証したのか示せ。
- ・ 選挙区の区割り変更についての周知について、どのような活動をしてきたのか示せ。

② 投票率向上に向けた取組

- ・ 今回の選挙は、選挙権年齢が「18歳以上」に引き下げられてから6度目の国政選挙であった。総務省の発表では、今回の18歳及び19歳の小選挙区での投票率は43.06%であり、全体の53.85%より10.79ポイント下回った。本市の

18歳及び19歳の投票率を示した上で、各年代層の投票率の傾向を示せ。

- ・ SNSでの情報発信、18歳の誕生日を迎えた方への選挙啓発カードの送付、市内高等学校、大学及び専門学校への選挙公報の送付、市内大学生に対する投票立会人や開票事務従事者の募集等、若年層の投票率向上に向けたこれまでの取組の効果と課題を示せ。
- ・ 今回新たに若年層の投票率向上に向けた取組を行ったのか示せ。
- ・ 県内の期日前投票者数は39万 4,342人で、前回衆院選より2,294人増加した。いかに大勢の方が期日前投票を行ったかが数字に表れているが、本市の期日前投票総数及び期日前投票所ごとの実績と傾向を示した上で、どのように分析しているのか示せ。
- ・ 期日前投票所の増設について、以前、同僚議員の質疑に対し、投票所としての広さの確保、継続して使用可能かどうか、衆議院解散などの突発的な事態に対応可能かどうか、ネットワーク設備の環境整備等の条件と課題があり、期日前投票が有権者の利便性の向上に有効とは認識しつつもふさわしい施設の選定には至っていないとの答弁だったが、現状の選定状況を示せ。
- ・ 今回の選挙で、県内では桧枝岐村の投票率が最も高く83.41%であり、次いで金山町の79.11%、只見町の78.93%、三島町の78.67%、昭和村の75.35%と会津地方の5町村が上位を占めた。この5町村と比較して、本市の投票率をどう捉え、どう分析し、今後どのように投票率を向上させていくのか考えを示せ。

③ 開票作業の適切な執行

- ・ 今回の開票作業中、投票された130票が一時不明となり、開票作業が当初の予定より2時間近く遅れた。原因と改善策を示せ。
- ・ 令和5年に執行された会津若松市長選挙及び会津若松市議会議員一般選挙においても、猛暑の影響で開票事務従事者数を十分に確保できなかったとの理由で開票作業に遅れが生じた。その後、開票事務の体制や作業手順の見直し、効率化を図ってきたと考えるが、その内容と効果を示せ。

④ 職員の負担軽減策

- ・ 今回の開票作業に関わった職員の人数を示せ。

- ・ 深夜にまで及んだ開票作業による職員の身体的・精神的負担は相当厳しいものがあったと考えるが、今後、職員の開票作業による負担軽減についてどう取り組んでいくのか示せ。

⑤ 投開票立会人の負担軽減策

- ・ 投開票立会人など、投開票作業に関わる市民の負担軽減についてどう取り組んでいくのか示せ。
- ・ 開票作業の進捗、遅れの理由などについて、開票立会人との適切な情報共有は図られていたのか示せ。

10 議 員 渡 部 認（一問一答）

(1) 史跡若松城跡内施設長寿命化計画（以下「長寿命化計画」という。）について

① 長寿命化計画の目的と対象施設の考え方

- ・ 長寿命化計画の概要と目的を示し、ライフサイクルコストの平準化について市の考え方を具体的に示せ。
- ・ 再建から60年近くが経過した若松城天守閣や鉄門、南走長屋と管理事務所の老朽化に対する現状認識を示せ。
- ・ 長寿命化計画の対象施設にまちづくり整備課所管の施設を含めなかった理由が、効率的な管理とは認識していないとのことだが、その趣旨と検討経過を具体的に示せ。
- ・ 部署ごとの専門性を生かすことは予算削減を含めてどのような効果が期待できるのか示せ。その上で問合せ窓口の一元化についての取組状況を示せ。

② 業務委託の概要と方針策定に向けた取組

- ・ 若松城整備等基金繰入金を財源として、710万6,000円の業務委託料により実施された史跡若松城跡内施設長寿命化計画策定業務委託の概要と成果品に対する評価を示せ。
- ・ 長寿命化は具体的にどのようなタイムスケジュールで進めていくのか見解を示せ。
- ・ 各施設の健全度調査によって明らかになった判定結果に対する認識と健全度調査の項目（着目する損傷種類）やその確認方法についての認識を示せ。
- ・ 今後の長寿命化を進めるためには、日々の維持管理が大事であると考えているが、指定管理者である会津若松観光ビューローの体制を市としてどのように捉えているのか示せ。

③ 長寿命化推進の基本方針と概算費用

- ・ 計画的な維持管理の実施とデータベース化とは具体的に

どのような内容で行われるものなのか見解を示せ。

- ・ 基本方針の設定期間がおおむね50年（2074年3月まで）とされた理由とスケジュールの考え方を具体的に示せ。
- ・ 概算費用の総額約15億円は物価スライドを見込んだものとなっているが、その算出方法と10年毎のスケジュールの見直しが妥当とする根拠を示せ。

④ 事業費の財源と観光施設事業特別会計

- ・ この長寿命化計画による事業費の財源を現段階でどのように捻出する考えか、天守閣入場料の改定等を含めての見解を示せ。
- ・ 観光施設事業特別会計の目的を示し、歳出予算第2款若松城天守閣費と第3款若松城整備費の主な支出先と傾向を示せ。

⑤ 若松城整備等基金の積立状況と基金繰入金の対象事業

- ・ 平成元年度に基本積立額が8,000万円だった若松城整備等基金だが、平成25年度の約2億2,775万7,000円をピークに令和6年度には約561万4,000円まで積立額が減少している。これまでの基金積立額と積立内訳に対する認識を示せ。
- ・ 基金取崩額は年度によって異なるが、基金繰入金の対象事業の考え方と実績を示し、対象事業の範囲はどのように決められてきたのか事例を挙げて見解を示せ。

(2) 市民の健康管理と行政の役割について

① 健康ふくしま21計画と健康わかまつ21計画

- ・ 第二次健康ふくしま21計画は令和6年3月に見直され、現在、第三次健康ふくしま21計画が令和17年までの計画期間で推進されているが、市はどのように評価をしているのか示せ。また県との連携は図られているのか見解を示せ。
- ・ 平成25年度から令和5年度までが計画期間だった第2次健康わかまつ21計画の成果と課題を示し、あわせて、3つ掲げた目標の達成状況を具体的に示せ。
- ・ 令和6年度から始まった第3次健康わかまつ21計画は、第2次同計画とどのような違いがあるのか、第3次健康わかまつ21計画の特徴と最終目標を具体的に示せ。

② 市特定健康診査や集団健診（施設健診）の現状と受診率向上策

- ・ 市特定健康診査の状況と有所見者出現率をどのように分析し、今日まで取り組んできたのか示せ。また、個々人へ

の適切な保健指導の対応は取られてきたのか、その内容を示せ。

- ・ 乳がん検診を除き令和6年11月30日まで実施されていた令和6年度市集団健診と施設健診だが、主な種類別受診者数と受診率、最近の傾向をどのように捉えているのか見解を示せ。
- ・ 第3次健康わかまつ21計画では、特定健康診査実施率の目標値を60%と掲げているが、市として受診率向上に向けた関係機関等との連携をどのように図っているのか。現在までの取組状況と今後の予定を具体的に示せ。

③ 児童・生徒の健康管理や感染症予防の現状と今後の対策

- ・ 福島県は感染症発生動向調査週報を発表しており、県内の手足口病やマイコプラズマ肺炎の感染者数を含めて報告している。教育委員会は児童・生徒の感染者数をどのように把握しているのか。令和6年度の発生状況と推移を含めて見解を示せ。
- ・ 児童・生徒の健康管理の実態と感染予防対策は各学校でどのようになされているのか示せ。また、感染症による学級閉鎖や学年閉鎖、休校等の基準はどのように決められているのか。その判断基準と教育委員会の指導状況を示せ。

④ 新型コロナウイルスや季節性インフルエンザ等のワクチン接種と行政の役割

- ・ 新型コロナウイルスが感染症法上の位置付けが5類になった令和5年5月から令和6年4月までの1年間で死者数が全国で計3万2,576人に上ったことが厚生労働省の人口動態統計で明らかになった。そのうち県内の死者数は東北最多の696人だったが、このことに対する市の認識と本市の現状を具体的に示せ。
- ・ 令和6年10月1日から始まった新型コロナワクチンの65歳以上の定期接種だが、直近のワクチン接種人数と接種率、ここ数年の傾向を示せ。
- ・ 同様に65歳以上のインフルエンザワクチンの予防接種状況を市はどのように把握しているのか示せ。その上でワクチン同時接種者の割合が分かれば示せ。
- ・ ワクチン接種の際、医療機関では問診票への記入が義務付けられているが、かかりつけ医で接種する場合、市民から医師の判断に委ねればいいのかとの声がある。問診票の必要性和簡素化を含めた市の考え方を示せ。

- ・ H P V ワクチン接種のキャッチアップ接種は、令和 6 年 11 月中に 1 回目を接種しないと令和 7 年 3 月までに 3 回目を無料で接種できない。しかし、キャッチアップ接種希望者が多いため、ワクチンが足りない状態になっていると聞く。メーカーも増産を急ぎ、供給量を増やしているとのことだが、本市ではどのような状況になっているか現状認識を示せ。
- ⑤ 各種がん検診の現状と節目年齢対象者の受診率
 - ・ 各種がん検診費が無料となる 70 歳未満の生活保護世帯や市県民税非課税世帯、後期高齢者医療被保険者の対象者数を示し、最近の受診率と傾向を具体的に示せ。
 - ・ 節目年齢とされる 20 歳、30 歳、40 歳、50 歳の子宮がん・肺がん・胃がん・大腸がん・肝炎ウイルス・乳がん・前立腺がん検診の受診者数及び受診率はどのように把握しているのか示せ。その上で現状における課題認識と今後の目標値を示せ。

11 議 員 小 倉 孝太郎（一問一答）

(1) 幼児教育について

① 幼小連携

- ・ 認定こども園や保育所等の幼児教育施設と小学校が連携する、いわゆる幼小の連携には、小学校 1 年生が学校生活に適応できずに精神的に不安定になり、困難を感じてしまう「小 1 プロブレム」を解消し、小学校生活に円滑に適応できるようにするためや、小学校就学までに培った力を更に伸ばせるようにするためなどの狙いがある。本市でも幼児教育施設と小学校との交流活動を行ったり、幼児教育施設での活動を小学校で取り入れるなど取組を行っている聞き及んでいる。本市の教育現場における幼小連携の現状及び小 1 プロブレムの現状をどのように把握しているのか示せ。
- ・ 本市は、保幼小連携会議等を開催するなど幼小連携を行ってきたが、まだ連携が十分に機能しているとは言えないと考える。今まで幼小連携をどのような目的で行い、健康福祉部と教育委員会はどうのように連携し、具体的にはどのような効果があったのかを示せ。
- ・ 県及び県教育委員会では、県内の学識経験者、幼稚園や保育所、認定こども園、小学校の関係者、保護者、市町村

関係者等からなる「県幼児教育振興指針策定に係る連携会議」を設置し、この中で審議されたことを基として、令和6年10月に県幼児教育振興指針を策定し、幼児教育において推進する4本の柱の一つに「幼小連携の推進」を掲げた。この県幼児教育振興指針によって、本市の今後の幼小連携はどのように充実し、子どもたちや保護者、幼児教育に携わる関係者にとってどのような効果がもたらされ则认为しているのか示せ。

② 乳幼児健康診査の充実

- ・ 1か月児健康診査とは、一般的に身長や体重などの身体計測、新生児黄疸などの皮膚の色、頭部の大泉門の大きさや膨らみ具合、股関節脱臼の有無などといった身体のチェック、原始反射の確認、ビタミンK2シロップ投与の確認などといった項目について行われるものであり、乳児がどのように発育しているかのチェックとともに、養育者の子育ての状況の把握も行われることから、非常に重要な健康診査であると言える。令和6年9月27日付けで市長へ提出した市民クラブの市政への提言書に対して、令和7年度からの「1か月児健康診査」の実施に向けて県等関係機関と調整を進めているとの回答があったが、具体的にはどのようなスケジュールで、どのような内容の健康診査を実施しようとしているのか示せ。
- ・ 同じ提言書において、「5歳児健康診査」の実施についても要望しているが、健診医や医師以外の専門職の確保、フォローアップ体制の整備等について関係機関と協議を行っているとの回答であった。具体的にはどのような協議内容であるのか示せ。
- ・ 令和6年9月定例会議における一般質問で、教育支援委員会について質疑をし、審査依頼件数が増加しているとの答弁があった。近年、医療機関の受診や知能検査等に時間を要するという状況が続いていることを考慮すれば、健康福祉部内に心理検査ができる専門の人材を配置すべきだと考えるが見解を示せ。
- ・ 本市では集団乳幼児健康診査として、4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診等を河東保健センターや北会津保健センター等で行っている。市の中心部における健診場所の要望があることから県立病院跡地に公共施設が建設されればそこで行われる予定となっている。しかし、

今回の県立病院跡地利活用事業の公募の中止により供用開始が延期となってしまった。新たな公共施設の供用開始までの乳幼児健診の実施場所をどのように考えるのか認識を示せ。

③ 待機児童の解消

- ・ 11月1日より令和7年度のこどもクラブの利用申込みが始まったが、毎年、年度当初では多くの待機児童が発生しており、今年度当初においては90名近くの児童がこどもクラブを利用できない状況となっている。待機児童の解消には、放課後児童支援員の確保と事業実施場所の確保の2つの要素がある。令和6年11月25日開催の文教厚生委員会協議会において「会津若松市放課後児童健全育成事業に関する条例の一部改正に係るパブリックコメントの実施について」が示され、これによると、全市的な待機児童の解消のために複数学区の児童を受け入れるこどもクラブを設置するということである。このような対応に至った経緯を示せ。
- ・ 新たに設置するこどもクラブは、来春に休園する予定の認定こども園の一部を利活用するということである。基本的にこどもクラブは学校の敷地内に設置する方向であったと認識しているが、この場所に至った経緯と、他の候補地はなかったのか認識を示せ。
- ・ 今回の対応によって本市の待機児童の解消の一助になると認識しているが、定員数をどの程度であると想定し、新たなこどもクラブの設置後の待機児童数をどの程度になると想定しているのかを示せ。その試算には高学年の児童も含めているのかも併せて示せ。
- ・ 新たに設置されるこどもクラブの委託先についてはどのように考えているのか見解を示せ。
- ・ 文教厚生委員会協議会で示された資料によると、鶴城・日新・謹教・東山・城北・城西・行仁の各小学校からのこどもクラブ利用希望者を受け入れるということであるが、パブリックコメントにおける資料によると、令和6年度にはその他にも松長小学校や荒舘小学校でも待機児童が発生している。これらの地区や、それ以外の地区でも待機児童が発生した場合には受け入れることが可能であるのか見解を示せ。
- ・ 現在、既にこどもクラブに在籍している児童でも、送り迎えの関係などから新たなこどもクラブに移動したいとい

う申し入れがあった場合にはどのように対応するのか見解を示せ。

④ ペアレント・トレーニング

- ・ 令和6年5月29日に開催された令和6年度第1回会津若松市総合教育会議において、この10年で特別な支援を必要とする子どもの人数が小学校で3.4倍、中学校で2.1倍と大きく増加していることが示された。それに対して事務局からは、不確かなところはあるが、調査が丁寧になったことにより、以前は支援が必要でも通常学級に在籍していた児童・生徒が、特別支援学級で学んだ方がその子にとっては良いという判断がしっかりとできるようになったという一つの理由が示された。確かに調査が丁寧になったということが大きな理由ではあるかもしれないが、その他の理由として、気質的な要因だけではなく、メディア依存であったり不適切な養育であったりすることによる「発達障がい」に類する症状を持つ子どもが増えているという側面もあると考えられる。教育の側面からの支援を必要とする児童・生徒が増加しているが、福祉の側面からは特別な支援を必要とする子どもたちへの支援はどのような状況にあるのか認識を示せ。
- ・ ペアレント・トレーニングとは、発達に特性のある子どもの行動を理解し、適切な関わりを学ぶ保護者向けのプログラムのことであり、幼児教育の現場の関係者や保護者からの期待が高まってきている。こども家庭庁でも、市区町村が実施するとされている支援メニューである家庭支援事業において新たな3事業を設定し、その中の「親子関係形成支援事業」にペアレント・トレーニングを盛り込んでいる。ペアレント・トレーニングの有効性についての認識を示せ。
- ・ ペアレント・トレーニングは講義の他に、グループワークやロールプレイ等の手法が有効であるために、専門家による指導が必要になるが、本市はペアレント・トレーニングなどのような親子関係形成支援についてどのように取り組んできたのか見解を示せ。
- ・ 喜多方市では、喜多方レジリエンシー・プログラム構想の実現に向けてのロードマップを作成し、その中で「ペアレント・トレーニング会津モデル構想」として他市町村でのペアレント・トレーニング実施に向けた働きかけを行っ

ている。本市でも、他自治体と連携しながらペアレント・トレーニングに取り組んでいくことも有効だと考えるが見解を示せ。

(2) 市有財産の活用について

① 市所有車両の運用

- ・ 令和6年4月1日現在で総務部総務課で管理している公用車30台の更新の考え方と更新状況を示せ。
- ・ 総務部総務課で管理しているマイクロバスの令和4年度、令和5年度及び令和6年度10月末までの運行件数と点検を含む修繕費用を示すとともに、1年間における運行の集中状況について示せ。
- ・ マイクロバスについては、イベントや研修などが多い時期には運行予約が集中し、その全てには対応できないのが現状である。また、マイクロバスは経年劣化により修繕費もかさみ、急な故障の際にはリース車両により対応するなどの代替手段をとらなければならない。マイクロバスは多くの命を預かるものであり、安心安全な運用を図る必要がある。少なくとも現状のマイクロバスを使用している間は、もう一台のマイクロバスの配置を検討すべきだと考えるが見解を示せ。

② 市庁舎移動に伴う備品の有効活用

- ・ 令和7年5月には本市の新しい市庁舎が供用開始する見込みである。市庁舎の建替えについては長年の懸案事項であり、どの程度の規模にするのか、場所をどこにするのか、財源をどのように確保するのかなどの他に、東日本大震災以降は市民の防災拠点の整備として、早急な建替えが望まれてきたところである。新庁舎が完成すれば移転が始まるわけであるが、その際に現在の仮庁舎で使用している備品の中で新庁舎でも使用されるものと、新たに購入されることにより不要になるものとに分かれることになる。市内には多くの町内会や様々な団体等があり、備品の補充に苦労しているところがある。特に椅子や机、ロッカーなどに代表される事務用品は買い換えや新規購入が控えられることが多いと聞き及んでいる。本市は現在、ごみ緊急事態を宣言しており、家庭用ごみだけではなく、事業系ごみの削減も実施していることから、新庁舎では不要になる備品は官公庁オークションだけではなく、希望する町内会や団体等に優先的に無償譲渡及び廉価販売等を実施するべきである

と考えるが見解を示せ。

- ・ 再使用が可能なもの以外には、鉄、アルミ、ステンレス、鉛などの買い取り回収が可能な金属類などが移転に伴う廃棄対象になると考えられる。これらについてはできるだけ高価格で買い取り回収などをしてもらい、市の一般財源に充当すべきと考えるが見解を示せ。

(3) 本市の景気経済対策について

① 物価高騰対策

- ・ 私たちの日常生活において物価高騰が止まらず、帝国データバンクの調査によると、生活必需品のうち食料品の値上げは原材料費や燃料費、物流費の高騰の影響で10月には2,911品目にのぼり、令和6年の通年での値上げ品目数は、予定も含めると1万2,458品目となり、年間の平均値上げ率は17%となった。特に、米の値段の高値が続いており、農林水産省の発表によると農業協同組合が農家に前払いする概算金が増えたことや、集荷業者間で米の確保に向けた競争が激化していることなどを理由に、10月の消費者物価指数における米類は、去年同月比で58.9%上昇している。今後も円安を背景に生産コストなどが上昇し、企業が商品価格に転嫁することで物価高騰は続くと思われており、消費者の負担感の解消には時間がかかると考えられる。政府は令和6年11月22日の臨時閣議で、住民税が課税されない低所得世帯に3万円を支給するなどの経済対策を決定したが、この物価高騰で苦しんでいるのは低所得世帯だけではない。本市では以前に低所得世帯向けに灯油券などを支給した経緯にあるが、他自治体ではお米券などを支給しているところもある。今般の物価高騰対策において、低所得世帯及びその他の世帯に向けての物価高騰対策を示せ。

② プレミアム商品券

- ・ 令和6年2月定例会議の一般質問に対して、プレミアムポイント事業は、本市の経済の活性化と地域内での経済循環を図る目的で実施しているとの答弁があった。確かに、地方創生臨時交付金を活用しての事業であるために定期的な実施は困難であるという側面はあるかもしれないが、現在の物価高騰における経済状況を鑑みるに、地元の消費が落ち込まないように一般市民への消費喚起事業としてプレミアム商品券を検討するべきであると考えが見解を示せ。

12 議 員 内 海 基（一問一答）

(1) 県立病院跡地利活用事業について

① 公募型プロポーザルの経過

- ・ 令和6年2月13日に公募型プロポーザルが開始されたが、参加者が資格要件を満たしていなかったため令和6年5月30日に中止となった。令和6年6月10日に再公募となったが、参加表明がなく公募型プロポーザルの中止となった。最初の公募と再公募とで要件が変わったのか示せ。
- ・ 最初の公募では、参加資格はなかったものの参加者がいたのに対し、再公募では参加者がいなかったことについて、どのように考えているのか認識を示せ。
- ・ この事業において市ではアドバイザー契約を結んでいるが、委託業者に契約不適合責任はないのか認識を示せ。

② これまでの説明との整合性

- ・ 収益施設について、今後どこが誘致していくのか見解を示せ。
- ・ 分離発注になった場合、これまで市民に説明してきた内容と大きく変わってしまうと考えるが見解を示せ。

(2) ウォーター P P P の進捗状況について

① 下水道管路施設包括的維持管理業務委託とウォーター P P P

- ・ 現在、議会に示されているウォーター P P P の事業対象は、下水道管路の維持管理そして更新と考えるが見解を示せ。
- ・ 本市においては、既に、上水道事業においては、滝沢浄水場などの市内の全浄水場の維持管理業務、上水道管路の維持管理業務について水道法に基づく第三者委託を実施しており、また、下水道事業においては、下水処理場・農村集落排水処理場の維持管理業務、それぞれ包括的民間委託事業として実施されているが、この事業実施の先行を前提として、ウォーター P P P の事業対象として検討されていると考えるが、認識を示せ。
- ・ ウォーター P P P のレベル 3.5 の示す 4 要件は、本市の上水道事業・下水道事業の二つの事業施設の維持管理だけでなく更新も含めて一体的事業として再整理することを求めていると考えるが、認識を示せ。

② ウォーター P P P の進捗

- ・ ウォーター P P P の事業検討として、本年度にウォータ

一 P P P の事業内容を確認し、令和 7 年度に導入可能性調査を実施するとしている。事業内容をどのように考えているのか見解を示せ。

- ・ 令和 6 年 10 月、下水道管路施設等補修・公共污水ます設置業務委託の単価契約説明会が開催され、令和 7 年 4 月からの単価契約導入を示しているが、その目的の一つに、施工業者の確保が示されているが、会津地方、とりわけ各町村では、施工業者確保の困難性が散見され、「安上りならよい」的な時代ではないとの声も聞く。施工業者の確保と事業の発注方法等の現状について、認識を示せ。
- ・ 国は、ウォーター P P P の事業開始年度として、令和 9 年度実施のスケジュールを示しているが、本市の事業実施年度の見込みと、その理由を示せ。

③ 上下水道事業維持管理の一体的管理の認識

- ・ ウォーター P P P レベル 3.5 では明確に示されていないが、ウォーター P P P として、上水道・下水道施設を合わせた維持管理・更新の一体化が目指されると考えるが、認識を示せ。
- ・ その際、上下水道施設維持管理の先行事業とこの度のウォーター P P P 事業の調整、とりわけ先行事業の契約期間の調整が課題と考えるが、認識を示せ。

(3) 会津地域森林資源活用事業推進協議会について

① 森林資源の需給拡大

- ・ 本市を含めた会津地域 13 市町村等で構成された会津地域森林資源活用事業推進協議会は、森林資源活用・振興の事業を推進する上で、中核をなす組織体となるが、市としては森林資源の需給拡大や集成材等の新たな木材需要の創出の取組でどのように位置づけられ、どのような成果をあげていると評価しているのか、認識を示せ。

② 会津地域森林資源活用事業推進協議会と会津森林活用機構株式会社

- ・ 会津森林活用機構株式会社は、「平成 30 年 9 月に推進協議会の民間部門を中心に会津森林活用機構株式会社が設立された。」としているが、推進協議会における会津森林活用機構株式会社の位置づけ・関係性について、市の認識を示せ。
- ・ 会津森林活用機構株式会社は、本年 10 月下旬、破産手続開始決定を受け倒産したことが明らかになったが、これは

推進協議会の民間部門の事業を失うことを意味すると考えるが認識を示せ。

- ・ 会津地域森林資源活用事業推進協議会の事業運営、本市をはじめ関係市町村の森林・林業の振興、森林資源の需要拡大の取組について、とりわけ「会津地域分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープラン」をどのように実施しようと考えているのか、認識を示せ。

(4) 映画を活用した健康づくりとまちなか活性化について

① 映画振興の推進

- ・ 映画館誘致の要望があるが、市ではどのように捉え検討しているのか認識を示せ。
- ・ 需要がなければ、民間事業者の進出は難しいと考える。映画館誘致の要望があることを鑑みれば、市として映画の需要調査を行い、実態を把握する必要があると考えるが見解を示せ。

② 健康づくりへの活用

- ・ 高齢者にとって、人とのふれあいが、健康づくりにつながると考える。映画世代である高齢者の方々に映画を見ることができる集いの場を作っていくべきと考えるが見解を示せ。

③ 生涯学習総合センターの活用

- ・ 生涯学習総合センターにおいて、映画の上映を更に増やせば、まちなかの活性化につながると考えるが見解を示せ。
- ・ 生涯学習総合センターで映画を上映する上で、収容人数、スクリーンについては問題ないが、音響については改善の余地があるとする。音響設備を改修すべきと考えるが認識を示せ。

13 議員 小 畑 匠（一問一答）

(1) 神指町及び高野町の更なる発展について

① 会津縦貫北道路と国道 118 号若松西バイパスの接続工事及び県道会津若松三島線阿賀川新橋梁工区開通における市民生活への影響

- ・ 会津縦貫北道路と国道 118 号若松西バイパスを接続する国道 121 号若松北バイパス（以下「当該道路」という。）に関しては、大規模な工事が予想され、市民生活に大きな影響を及ぼす可能性があるが、現時点で県から住民にはそれらの対策は示されていない。市の事務事業ではないが、

市としてどう把握し、どのように認識しているのか示せ。

- ・ 当該道路において特に神指小学校及び永和小学校周辺での工事が児童の通学の安全に影響を与える可能性もあると考えられる。また、市立第六中学校や市内の高校に通う生徒の通学にも影響が懸念される。工事に対しての通学の安全を確保するために、県との連携を通じ、どの範囲まで周知を行い、どのような安全対策を講じる予定か市の認識を示せ。
- ・ 当該道路の農業振興地域における工事がこれらの地域にどのような影響を及ぼすのか示せ。また、地域住民の生活や農業経営に配慮した対応を市としてどのように県に要請しているのか示せ。
- ・ 当該道路工事に当たっての地元の要望内容を示せ。また、要望に対する県の対応について市の認識を示せ。
- ・ 当該道路整備後の地域環境の変化に対して市としてどのように情報提供を行い、県との協議を進めているのか示せ。また、住民の意見をどのように集約し、それを県に伝えているのか示せ。
- ・ 県道会津若松三島線の阿賀川新橋梁工区が供用開始となる見込みだが、周辺住民の生活環境の変化に伴う影響について、市としてどのように情報収集し、県と協議しているのか示せ。また、開通時期の見込みについて県から寄せられている情報を示せ。

② 周辺地域への配慮

- ・ 県道会津若松三島線の開通によって当該道路の周辺地域では地区が分断されたり、これまで静かに暮らしていた環境が昼夜問わず騒音にさらされることが懸念される。それでも地域のためならばと協力している住民に対し、現状では十分なメリットが還元されていないのではないかと感じる。市として、この状況をどのように捉え、住民の協力に報いる具体的な施策を検討しているのか示せ。
- ・ 令和元年6月に高瀬本田地区から提出された要望書には、日本遺産「会津三十三観音」十五番札所の観光客用駐車場整備や接続道路整備、農振除外といった提案が含まれている。これらの要望は地域へのメリットを具体化するための重要な提案であると考えるが、市として5年が経過した現時点でどのように捉え、県との連携を含めてどのような進展があるのか示せ。

- ・ 神指町では、市街化調整区域や農業振興地域による制約がある中で、道路整備などに協力しているが、住民が十分なメリットを享受していない状況が見受けられる。新たな道路開通に伴い、さらに住環境に影響が生じることが予想される中で、市としてどのように地域住民への負担軽減策を具体化していくつもりか、考えを示せ。
- ・ 国指定文化財である高瀬の大ケヤキの景観維持や史跡神指城跡内の安全点検、駐車場やトイレ整備などの周辺環境整備については、長年にわたり、先輩議員からの提案や地区からの要望が繰り返し市に行われてきた。高瀬の大ケヤキは地域の自然と歴史を象徴する存在であり、観光資源としても期待される一方、観光客の車が周辺道路に駐車し、地域の農作業に支障をきたすなどの課題も指摘されている。高瀬の大ケヤキについて、市は駐車場を整備するなど周辺地区の生活と調和した活用を図るべきと考えるが市の認識を示せ。また、神指城跡の保存や整備、活用の在り方について地区の意向を大切にしたいという市の姿勢は理解できるが、現状では地区の意向の集約が十分に進んでおらず、整備が滞っている。こうした状況こそ、市が主体的に調整役を果たし、神指城跡の保存や整備、活用を進めるべきであると考え。また、地域住民の生活環境や農業活動を守りつつ、観光振興を進めるためには、地域全体での調和を目指した取組が必要と考える。これまでの経緯を踏まえ、市としてこの現状をどのように受け止めているのか、また、地域住民の意見をどのように集約し、課題解決に向けてどのような方策を考えているのか具体的に示せ。さらに、地域づくりの視点から、このような地域の課題を解決し、観光と地域の生活が共存できる仕組みを構築するために、市としての考えを示せ。

③ 公共交通空白地域への対応

- ・ 神指地区及び高野地区においては、公共交通の空白地域が多く存在していると考えるが、両地区の公共交通の現状について、市の認識を示せ。また、両地区における公共交通空白地域の解消に向けた具体的な対策や計画について、その内容を示せ。
- ・ 現在実施中の「My Ride どこでもバス」の実証期間は令和7年1月までとされている。事業の課題と10月までの実績を示すとともに実証期間終了後の事業の方向性につ

いて市の認識を示せ。

- ・ 市議会における、神指地区での市民との意見交換会において、参加した方から公共交通空白地域に関する質問や、My Rideどこでもバスのエリア拡大を望む要望があった。特に、小見、天満、西城戸、高瀬本田、如来堂、上神指などでは、路線バスまでの距離が遠く、高齢者を中心に移動手段が限られ、日常生活に支障をきたしている状況がある。このような現状を踏まえ、My Rideどこでもバスの運行エリアを拡大することで公共交通空白地域の解消を進めるべきと考えるが、市としての見解を示せ。また、運行エリアの拡大が難しい場合には、これらの地域に住む住民が必要な移動手段を確保できるよう、どのような施策を講じるのか具体的に示せ。

(2) スマート農業について

① スマート農業推進における課題と対応策

- ・ これまで市が取り組んできた養液土耕栽培、ドローン導入、水管理システムなどのスマート農業の取組の成果を踏まえ、今後どのようにスマート農業を推進し、地域全体の農業発展につなげていくのか、市としての戦略を示せ。
- ・ 市は、スマート農業を推進するため補助を行っているが、補助内容についてはどのように周知を行っているのか示せ。
- ・ 過去5年のスマートアグリ実証事業を含めたスマート農業推進事業について、応募件数及び採択件数と、補助金交付額の総額を示せ。また、スマート農業の導入による効果について、市の認識を示せ。
- ・ スマート農業の推進は今後とも必要と考えるが、その一方で、年齢や経営規模によってスマート農業の導入が難しい生産者もいる。このような状況に対して、市としてどのように捉え、スマート農業を推進する立場からどのような対応を考えているのか、見解を示せ。

14 議員 長谷川 純 一

(1) 自助、共助、公助の優れた会津若松市にするためについて

① 防災対策における自助の取組の向上に向けた課題

- ・ 教育現場において防災教育についての取組が必要と考えるが、現在の取組と課題について示せ。
- ・ 東日本大震災、令和6年能登半島地震でも自主防災組織の存在が大切であったと捉えているが、本市の自主防災組

織の現状と課題について示せ。

② 消防団活動に必要な資機材の充実

- ・ 災害が発生した直後、消防団は市災害対策本部と連携しながら、人命救助を最優先とした活動に当たることとなるが、必要な資機材を充実させていく必要があると考えるが認識を示せ。
- ・ 現在行われている消防団員の技術向上を図るための講習会についての成果と今後の取組を示せ。

③ 大規模災害の発災直後の考え方

- ・ 令和7年5月に新庁舎の供用開始が予定されており、災害時は新庁舎内に市災害対策本部が設置されることになるが、設置に向けたマニュアルなどはあるのか示せ。また、現在の仮庁舎における場合との違いを示せ。
- ・ 「あいべあ」の防災情報メールが現在稼働しているが、現在の登録者数と今後目標とする登録者数を示せ。

15 議員 石田典男（一問一答）

(1) スポーツを楽しむ市民のための施設について

① 会津若松市スポーツ推進基本計画（以下「基本計画」という。）と関連する規則等

- ・ 基本計画の概要、現況及び課題を示せ。
- ・ 会津若松市スポーツ推進審議会条例の概要を示せ。
- ・ 会津若松市スポーツ推進委員規則並びに推進委員募集に係る概要、現況及び課題を示せ。
- ・ 会津若松市健康づくり推進協議会との連携を示せ。

② 会津若松市市民スポーツ施設条例（以下「施設条例」という。）と維持管理委託等

- ・ 施設条例の所管と各施設の維持管理を含む概要を示せ。また、主な施設の令和5年度の利用状況と現況の課題を示せ。
- ・ 小松原多目的運動場の夜間照明点灯時の利用団体種別、利用者数、使用料を示せ。
- ・ 河東野球場を利用している会津北嶺高校野球部の活躍についての認識と他校の利用状況、公式戦及びその他の試合等の開催についての認識を示せ。
- ・ 河東弓道場及び河東テニスコートにおける年間の個人利用の概要と料金の整合性を示せ。

③ 会津若松市立第六中学校校庭夜間照明施設使用料条例

- ・ 照明設備の設置概要を示せ。
 - ・ 条例の所管、施設の使用料、維持管理等の概要と令和 5 年度の利用状況（団体・利用者数、使用料）を示せ。
 - ・ 施設利用の稼働率と今後の課題について示せ。
- ④ 会津若松市都市公園条例（以下「都市公園条例」という。）と維持管理委託
- ・ 都市公園条例の所管、各施設の維持管理を含む概要と令和 5 年度の主な施設の利用状況と現況の課題を示せ。
 - ・ 都市公園条例に規定していないスポーツ施設の概要を示せ。
 - ・ 都市緑地等の無料施設の予約等を含む維持管理の概要を示せ。
 - ・ 門田緑地グラウンドにおける夜間照明点灯時の利用状況（団体・利用者数、使用料）、稼働率及び今後の課題を示せ。
- ⑤ 市内の公共スポーツ施設の使用料、夜間照明施設使用料等
- ・ 市内の各公共スポーツ施設での公平・平等性についての認識を示せ。
 - ・ 使用料に対する見解を示せ。
- ⑥ 会津若松市公共施設予約システム
- ・ スポーツ施設に関する予約の概要、利用状況と課題を示せ。
- ⑦ 会津若松市公共施設再編プラン（以下「再編プラン」という。）でのスポーツ施設の関連
- ・ 再編プランでは、例えば河東野球場はトイレのみが計画の対象になっている。使用不能と思われるスコアボードやフェンス等の構造物など、対象外の施設に対する認識を示せ。
- ⑧ 会津総合運動公園多目的サッカー・ラグビー場への夜間照明の設置
- ・ 令和 5 年 12 月定例会議での一般質問における答弁によれば、平成 30 年度の人工芝化での総事業費 2 億 1,800 万円の財源内訳は、国交付金が約 50 %、公益財団法人日本サッカー協会からの助成金が約 20 %、残り約 30 % が市債であった。また、将来を見据えた配線のための地下配管を敷設したとの答弁がなされ、令和 2 年 12 月、令和 5 年 12 月及び令和 6 年 9 月での市民クラブからの夜間照明設置についての要望に対し、「必要性は認識しているが、多額の財源を要する

ため各種補助金の活用の検討など財源の確保を検討する。」とのこれまでと同様の市長回答があった。また、行政評価結果報告書においても検討を進めるとあり、予算配分での夜間照明設置の優先順位、実現のために必要な要素等の認識と見解を示せ。

16 議員 議 矢 隆（一問一答）

(1) 農業の振興策について

① 5年水張りルールを進め方

- ・ 国はコメの生産にかかる肥料や燃料などの生産コストの上昇分を適正に価格に転嫁できる環境整備について検討を進めている。生産コストの米価への価格転嫁が定着し、農業者が安心してコメ作りができれば耕作放棄地の増加に歯止めがかけられる。5年水張りルールの徹底により、希望する農業者はもれなく水張りができるよう市としても積極的に制度の周知を図るべきと考えるが認識を示せ。

② 令和7年度会津若松市農業再生協議会水田収益力強化ビジョンの方向性

- ・ 令和6年度会津若松市農業再生協議会水田収益力強化ビジョンを踏まえた次年度ビジョンの考え方を示すとともに、農業者へどのように周知し、活用してもらう考えなのか示せ。

(2) 国民健康保険証の廃止に伴う影響について

① 短期被保険者証及び資格証明書の発行の推移並びに認識と対応策

- ・ 国は、マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、これまでの健康保険証は令和6年12月2日に廃止となった。これと同時にこれまで国民健康保険税の滞納者に発行してきた短期被保険者証が廃止となるようだ。被保険者には様々な事情があり、国民健康保険税を滞納する方もいたと考える。コロナ禍やインボイス制度の導入など税制度の改正などの影響を受け厳しい生活環境に置かれている市民は増えている。過去5年間に於ける短期被保険者証及び資格証明書の発行数を示せ。
- ・ マイナ保険証への移行に伴う短期被保険者証や資格証明書の廃止による影響を示せ。また、代替えとなる対応策を示せ。

(3) 介護保険事業者の現状と充実策について

① 介護保険事業者の現状と認識

- ・ 介護保険が導入されこれまで様々制度改正があった。これまでの主な改正内容とそのことが現場にもたらした問題を示せ。
- ・ 地方都市を含め、人口減少が進む地域において、介護保険事業者の撤退や事業縮小が起きているとの報道がある。平成27年以降10年間の本市の介護保険事業所数の推移を示すとともに、現状に対する認識を示せ。
- ・ 制度があっても使えない、いわゆる「保険あって介護なし」「負担あってサービスなし」と言われる時代がすぐ目の前に来ていると警鐘を鳴らす識者もいる。介護保険は、介護が必要な人に必要なサービスが提供されるものでなければならぬし、最後まで人間らしく生きるための重要な施策であり、憲法第25条に規定した「生存権」を保障するものである。本市の市民が、適正に介護サービスを受けることができるように、市は現状を踏まえ具体的対策を講じる必要があると考えるが認識を示せ。

② 看護・介護従事者等の処遇の実態とその改善策

- ・ 看護や介護が必要な高齢者や障がいを持つ方々にとって介護保険事業所等に勤務する看護師・介護士等による看護や介護の支援は日常生活を送る上で欠かすことはできない。しかし、報道によれば看護や介護等に従事する労働者の賃金を含めた処遇が、一般の労働者と比較して低位に置かれており、かつ、常態化している。看護・介護従事者の処遇の実態を把握しているか示すとともに認識を示せ。
- ・ 看護や介護等に従事するいわゆる、エッセンシャルワーカーの処遇改善がなされないことが介護業界における人手不足の原因ともなっていると考ええる。市が行っている子ども・子育て施策には保育士確保のための支援策が設けられている。看護・介護従事者に対しても、人材確保のための何らかの支援策を講じなければ、看護や介護を必要とする市民がサービスを受けることができない状況となる可能性もあると考えるが、認識を示せ。

(4) 食品アクセス対策について

① 食品アクセス困難者支援対策

- ・ 農林水産省が平成23年度以降実施している「食品アクセスに関する全国アンケート調査」における本市の回答内容の年ごとの推移について、主な項目ごとに示せ。あわせて、

この調査に対する認識を示せ。

- ・ 市は、おおむね65歳以上の一人暮らし世帯、または、これに準ずる世帯で老衰、心身の障がい、傷病などにより買い物や調理が困難な方に対して、訪問給食サービスを実施している。本事業を実施するに至った経過を示せ。また、利用者数と事業者数について推移を示すとともに、市民が利用しやすい訪問給食サービスの在り方についての認識を示せ。
- ・ 本事業の実施事業者は現在6事業者であり、配達エリアは旧市内が中心となっている。現在の配達区域以外の地域にも訪問サービスを希望する方は存在するし、さらに増加していくことも予想できる。委託仕様書には遠隔地への加算も示されている。配達エリアの拡大を事業者へ求めるなど、市民が利用しやすい事業となるよう検討すべきと考えるが認識を示せ。
- ・ 訪問給食サービス業務により利用者の安否確認も同時に実施している。行政評価の外部評価では体制の在り方について改善すべき点は速やかに実施していくべきと指摘されているが認識と改善策を示せ。

17 議員 成 田 芳 雄（一問一答）

(1) 中小企業及び小規模企業振興条例について

- ・ 本市は、平成31年2月定例会において、これまでの「中小企業振興条例」の全部を改正し、中小企業及び小規模企業振興条例を策定し、平成31年4月1日に施行した。条例の制定に当たっては、市議会政策討論会第3分科会が、平成23年度から「地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成」を課題として取り上げ、その集大成として、農林業を含む商工業を振興するには、これまでの補助金を交付するだけの中小企業振興条例を改正し、恒久的な仕組みとして、新たに「（仮称）産業振興基本条例」を制定すべきである。また条例には、①地域や各業界の実態を把握するとともに、②産業振興施策を練り上げるため、次世代の若い後継者や実務に直接携わっている方々、公募による市民、その他関係機関等を構成員とする産業振興会議の設置を明記すべきと結論付け、当局に要請した。その努力の結果が条例改正につながったものと、私は認識している。その結果、条例第4条市の責務として、同条第1項に「市は

中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」また同条第2項では、「市は前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業者及び小規模企業者の実態の把握に努めるとともに、経済的又は社会的環境の変化による影響が特に大きい小規模企業者の事業の持続的な発展を確保するため、小規模企業者が事業を円滑かつ着実に運営できるよう必要な配慮をするものとする。」さらに条例第10条では、「市、中小企業者、小規模企業者及び関係機関は、中小企業及び小規模企業の振興のため必要と認める事項に関し、継続的な協議を行うものとする」と明記された。ただ条例の名称は、

「(仮称)産業振興基本条例」から中小企業及び小規模企業振興条例へ、「産業振興会議」は、「中小企業・小規模企業未来会議(略称、未来会議)」と変更された。そこで質問するが、この条例は、施行してから今年で5年経過するが、どのような成果があったのか示せ。

- ・ この条例は、各事業者や市民にどのように役立っていると認識しているのか示せ。
- ・ 未来会議の活動状況と課題を示せ。
- ・ 未来会議からの要請による事業はあったのか示せ。
- ・ 本市は、令和6年度から令和8年度までの「第3期会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、事業を執行しているが、中小企業及び小規模企業振興との関連性はあるのか示せ。
- ・ その中で中小企業及び小規模企業振興としての事業と予算規模を示せ。
- ・ これまでの答弁では、未来会議については、条例の改正に当たって、市、中小・小規模企業、関係機関等の役割を明らかにし、地域社会が一体となって中小・小規模企業の振興を図ることを条例の目的と規定したことから、①各主体がその理念に基づき、役割に応じて中小・小規模企業の振興に取り組むための情報共有、連携促進及び協議の場として現在の開催趣旨に至っている。また、②緩やかな会議体としての運営が望まれたこと。さらには、③会議を継続することにより、意識付けが醸成されることで、各主体において、中小企業・小規模企業の振興に資する取組が更に推進されるものと考えており、単に市の施策の協議の場とはしなかったと答弁としているが、このまま継続していく

のか認識を示せ。

(2) 株式会社まちづくり会津について

- ・ 会社設立の理由と、会社概要を示せ。
- ・ なぜ株式会社としたのか示せ。
- ・ なぜ本市は出資しているのか示せ。また、その出資額を示せ。
- ・ 会社の本市での位置付けを示せ。
- ・ 会社の現在実施している事業を示せ。
- ・ 会社の収支経営状況を示せ。
- ・ 今後の目標と課題を示せ。
- ・ 事業執行の財源は、どのような方法で確保しているのか示せ。